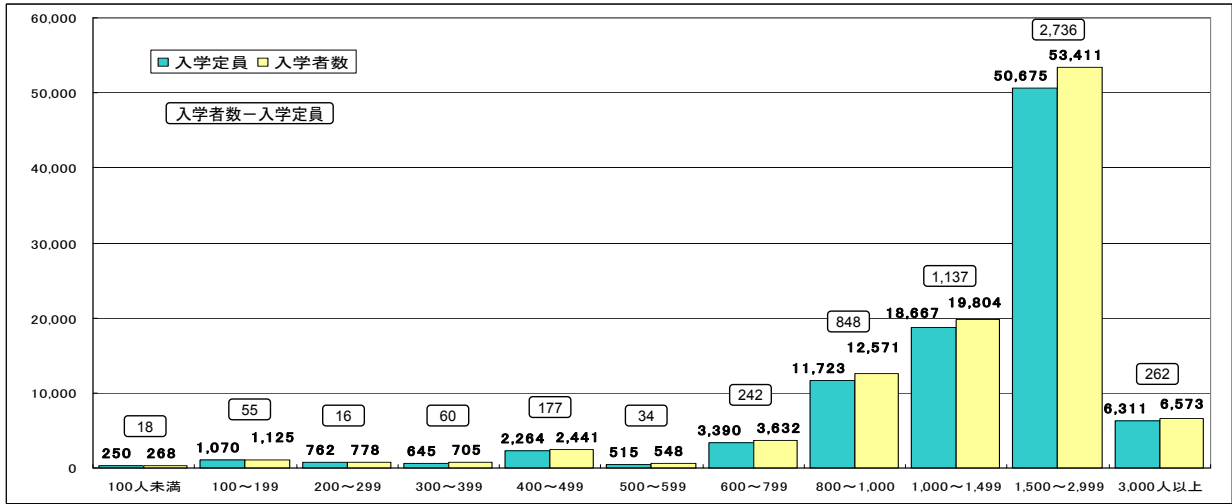


3-(1) 規模別の入学定員、入学者数等

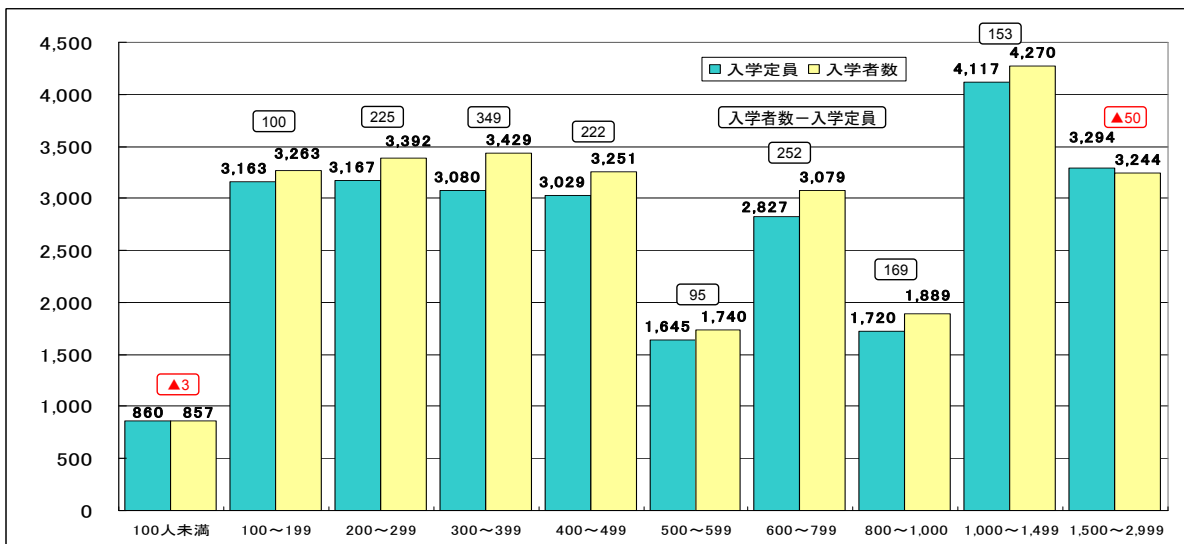
① 国立大学(平成21年度)



大学数	3	7	3	2	5	1	5	13	16	25	2	82
入学定員充足率	107.2%	105.1%	102.1%	109.3%	107.8%	106.6%	107.1%	107.2%	106.1%	105.4%	104.2%	105.8%
(前年度)	106.8%	104.8%	107.4%	110.1%	109.6%	107.6%	108.8%	107.5%	107.1%	106.2%	104.9%	106.7%
志願者割合	0.1%	1.1%	0.9%	0.5%	3.5%	0.4%	3.8%	12.8%	21.7%	48.3%	6.8%	100.0%
(前年度)	0.1%	1.2%	0.8%	0.5%	3.6%	0.4%	4.0%	12.7%	20.9%	49.0%	6.8%	100.0%
入学者数	268	1,125	778	705	2,441	548	3,632	12,571	19,804	53,411	6,573	101,856
入学者割合	0.3%	1.1%	0.8%	0.7%	2.4%	0.5%	3.6%	12.3%	19.4%	52.4%	6.5%	100.0%
前年度入学者数	267	1,090	808	710	2,481	554	3,688	12,578	19,911	53,652	6,606	102,345
(前年度)	0.3%	1.1%	0.8%	0.7%	2.4%	0.5%	3.6%	12.3%	19.5%	52.4%	6.5%	100.0%

大学院大学は含まない。入学定員充足率は入学定員に対する入学者数の割合。志願者割合、入学者割合は、全国を100%とした場合の各規模の割合。 出典: 学校基本調査, 文部科学省調べ

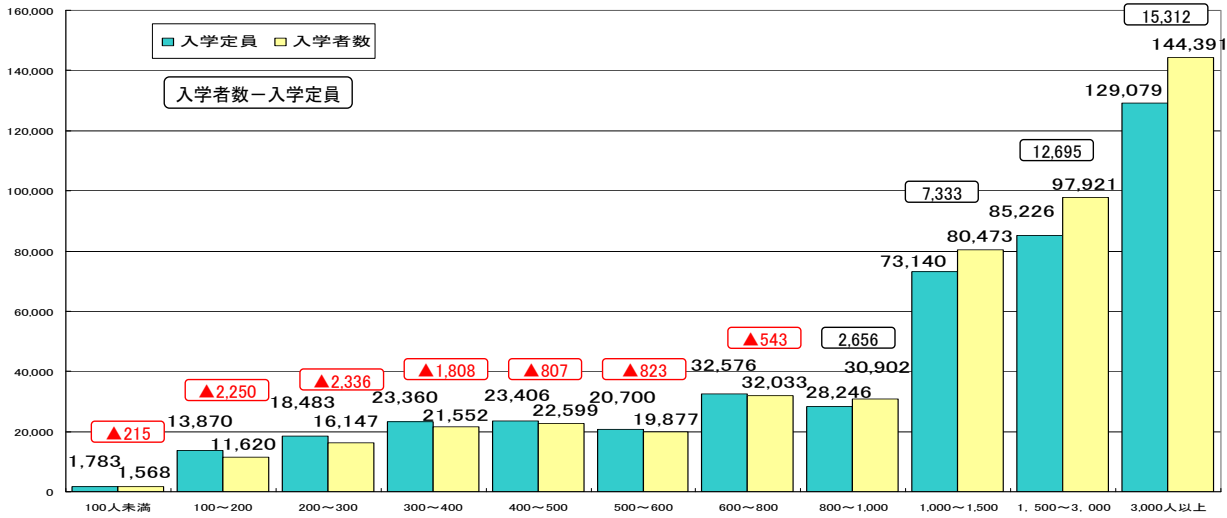
② 公立大学(平成21年度)



大学数	10	21	14	9	7	3	4	2	3	2	75
入学定員充足率	99.7%	103.2%	107.1%	111.3%	107.3%	105.8%	108.9%	109.8%	103.7%	98.5%	105.6%
(前年度)	105.5%	105.0%	100.8%	112.2%	108.7%	106.8%	105.0%	112.2%	109.6%	107.8%	107.6%
志願者割合	2.6%	10.2%	11.3%	13.7%	11.6%	5.6%	10.7%	7.1%	17.0%	10.3%	100.0%
(前年度)	2.6%	14.0%	7.4%	12.7%	9.2%	5.5%	10.9%	8.3%	23.2%	6.2%	100.0%
入学者数	857	3,263	3,392	3,429	3,251	1,740	3,079	1,889	4,270	3,244	28,414
入学者割合	3.0%	11.5%	11.9%	12.1%	11.4%	6.1%	10.8%	6.6%	15.0%	11.4%	100.0%
(前年度入学者数)	971	3,698	2,315	3,456	2,851	1,741	2,851	1,919	5,970	1,692	27,464
(前年度)	3.5%	13.5%	8.4%	12.6%	10.4%	6.3%	10.4%	7.0%	21.7%	6.2%	100.0%

出典: 学校基本調査, 文部科学省調べ

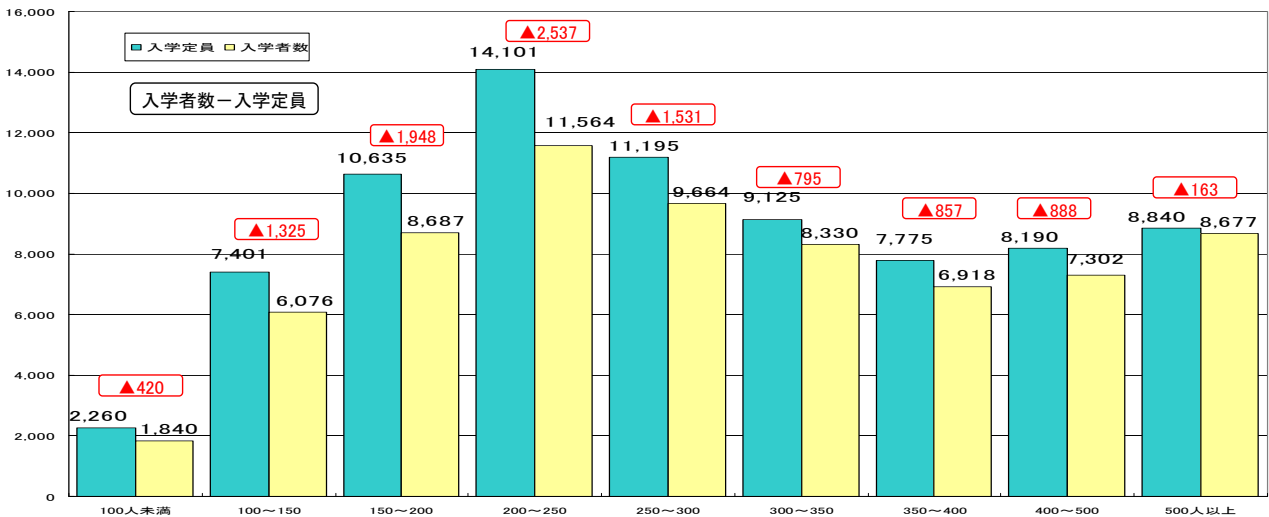
③私立大学(平成21年度)



大学数	25	99	79	69	53	39	49	32	60	42	23	570
入定充足率	87.9%	83.8%	87.4%	92.3%	96.6%	96.0%	98.3%	109.4%	110.0%	114.9%	111.9%	106.5%
(前年度)	89.6%	81.9%	86.9%	91.4%	97.1%	94.2%	94.2%	110.3%	109.6%	115.5%	114.0%	106.6%
志願者割合	0.1%	1.5%	1.7%	2.2%	2.1%	2.1%	3.5%	4.6%	12.2%	21.1%	48.8%	100.0%
(前年度)	0.1%	1.6%	1.5%	2.4%	2.1%	2.2%	3.6%	4.9%	11.6%	20.5%	49.4%	100.0%
入学者数	1,568	11,620	16,147	21,552	22,599	19,877	32,033	30,902	80,473	97,921	144,391	479,083
入学者割合	0.3%	2.4%	3.4%	4.5%	4.7%	4.1%	6.7%	6.5%	16.8%	20.4%	30.1%	100.0%
(前年度入学者数)	1,385	11,707	14,976	22,038	21,972	19,127	34,564	33,108	76,270	97,723	478,000	478,000
(前年度割合)	0.3%	2.4%	3.1%	4.6%	4.6%	4.0%	7.2%	6.9%	16.0%	20.4%	30.4%	100.0%

出典：日本私立学校振興・共済事業団「平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向」

④私立短期大学(平成21年度)

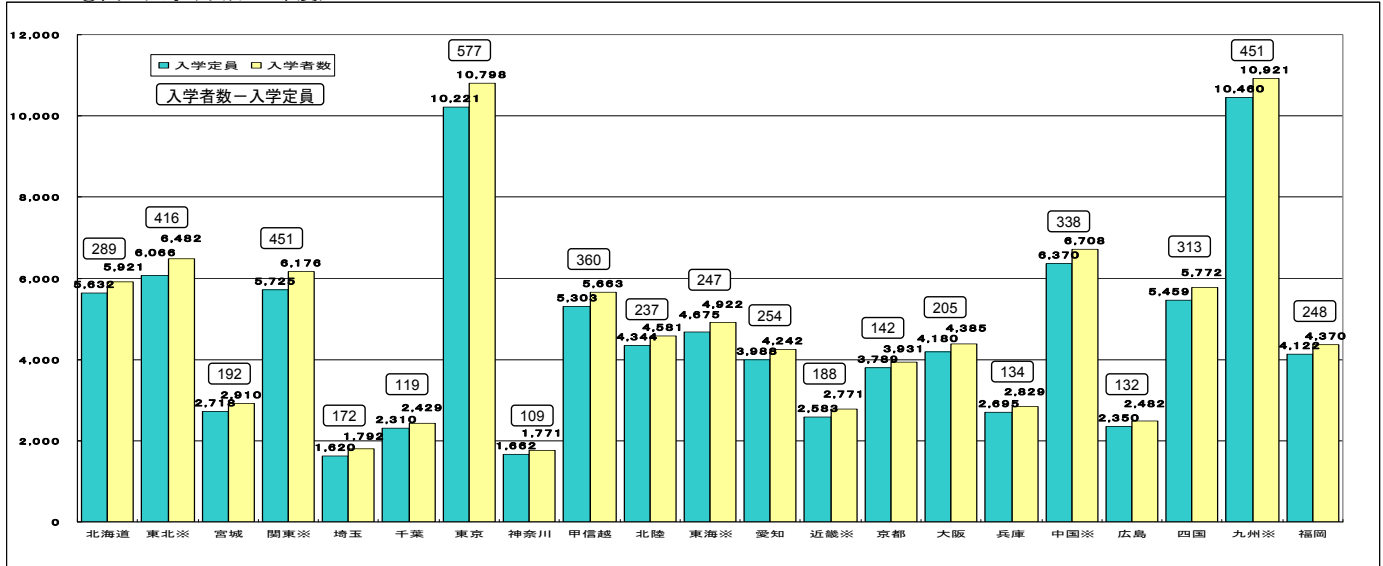


大学数	35	66	65	66	42	29	21	19	13	356
入定充足率	81.4%	82.1%	81.7%	82.0%	86.3%	91.3%	89.0%	89.2%	98.2%	86.8%
(前年度)	85.6%	83.1%	86.3%	85.7%	86.2%	88.3%	90.1%	94.3%	88.0%	87.5%
志願者割合	2.8%	7.5%	10.9%	15.2%	12.6%	10.5%	11.8%	12.5%	16.2%	100.0%
(前年度)	2.8%	7.2%	9.3%	13.3%	14.2%	11.6%	11.3%	13.6%	16.8%	100.0%
入学者数	1,840	6,076	8,687	11,564	9,664	8,330	6,918	7,302	8,677	69,058
入学者割合	2.7%	8.8%	12.6%	16.7%	14.0%	12.1%	10.0%	10.6%	12.6%	100.0%
(前年度入学者数)	2,003	6,259	7,765	10,721	11,385	9,390	7,700	7,755	9,762	72,740
(前年度)	2.8%	8.6%	10.7%	14.7%	15.7%	12.9%	10.6%	10.7%	13.4%	100.0%

出典：日本私立学校振興・共済事業団「平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向」

3-(2) 地域別の入学定員、入学者数等

① 国立大学(平成21年度)

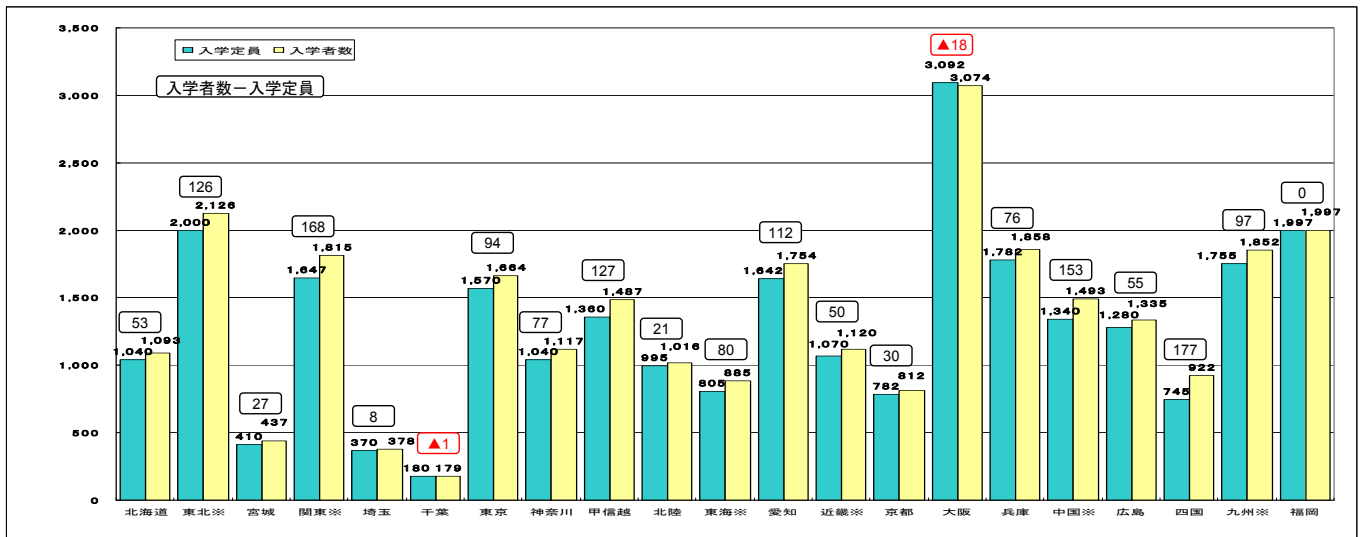


大学数	7	5	2	5	1	1	11	1	5	3	4	4	5	3	2	2	4	1	5	8	3	82
入学定員充足率	105.1%	106.8%	107.1%	107.9%	110.6%	105.2%	105.6%	106.6%	106.8%	105.5%	105.3%	106.4%	107.3%	103.7%	104.9%	105.0%	105.2%	105.6%	105.7%	104.4%	106.0%	105.8%
(前年度)	108.4%	107.1%	106.4%	109.0%	107.9%	105.2%	106.7%	107.8%	107.8%	106.4%	106.7%	106.3%	108.3%	104.2%	106.4%	104.3%	107.1%	106.9%	105.4%	105.4%	106.4%	106.7%
志願者割合	5.6%	5.8%	2.3%	5.8%	1.9%	2.9%	13.0%	2.3%	5.4%	4.1%	5.8%	3.4%	3.2%	2.9%	4.4%	3.2%	6.5%	1.9%	5.7%	10.4%	3.7%	100%
(前年度)	5.6%	5.5%	2.3%	5.9%	2.0%	2.9%	13.4%	2.3%	5.1%	4.3%	5.5%	3.2%	3.1%	2.9%	4.4%	3.3%	6.0%	2.0%	5.5%	10.9%	3.8%	100%
入学者数	5,921	6,482	2,910	6,176	1,792	2,429	10,798	1,771	5,663	4,581	4,922	4,242	2,771	3,931	4,385	2,829	6,708	2,482	5,772	10,921	4,370	101,856
入学者割合	5.8%	6.4%	2.9%	6.1%	1.8%	2.4%	10.6%	1.7%	5.6%	4.5%	4.8%	4.2%	2.7%	3.9%	4.3%	2.8%	6.6%	2.4%	5.7%	10.7%	4.3%	100%
(前年度入学者数)	6,089	6,505	2,880	6,218	1,748	2,420	10,889	1,792	5,690	4,588	4,958	4,231	2,788	3,944	4,441	2,806	6,782	2,501	5,714	10,982	4,379	102,345
(前年度割合)	5.9%	6.4%	2.8%	6.1%	1.7%	2.4%	10.6%	1.8%	5.6%	4.5%	4.8%	4.1%	2.7%	3.9%	4.3%	2.7%	6.6%	2.4%	5.6%	10.7%	4.3%	100%

※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

出典：学校基本調査 文部科学省調べ

② 公立大学(平成21年度)



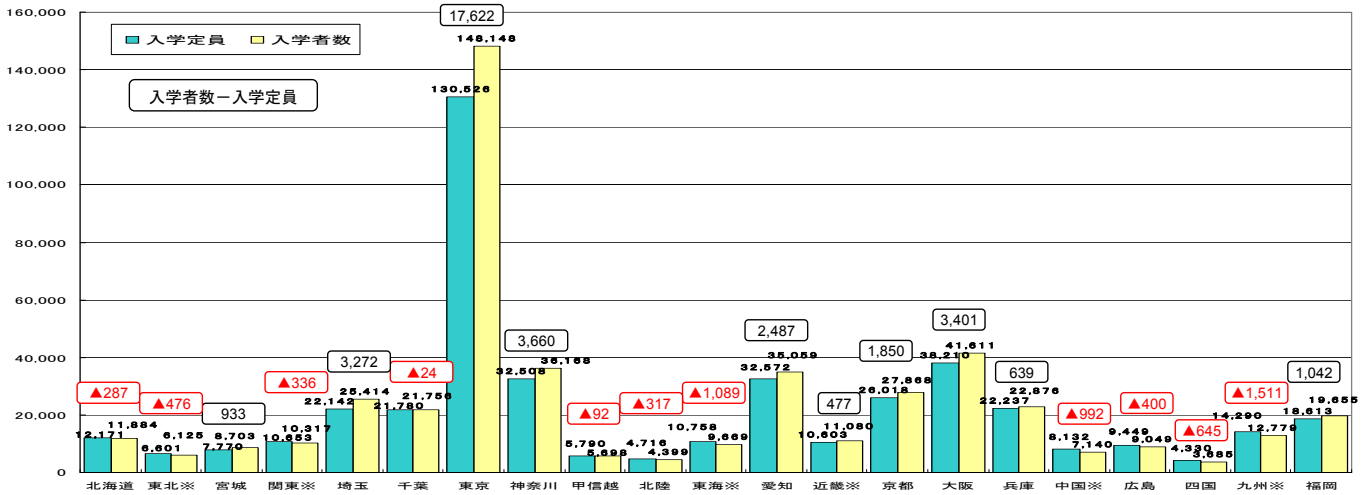
大学数	5	8	1	5	1	1	1	2	5	5	4	3	4	3	2	3	4	3	4	7	4	75
入学定員充足率	105.1%	106.3%	106.6%	110.2%	102.2%	99.4%	106.0%	107.4%	109.3%	102.1%	109.9%	106.8%	104.7%	103.8%	99.4%	104.3%	111.4%	104.3%	123.8%	105.5%	100.0%	105.6%
(前年度)	104.3%	107.5%	110.0%	109.8%	121.1%	-	107.8%	113.0%	95.5%	106.0%	109.9%	108.8%	103.8%	104.3%	111.6%	107.7%	116.7%	106.1%	111.8%	97.3%	108.6%	107.6%
志願者割合	3.5%	6.8%	1.2%	7.1%	1.1%	0.4%	5.6%	3.0%	5.9%	4.0%	3.1%	5.7%	4.1%	2.2%	12.4%	6.5%	6.3%	4.5%	4.8%	5.6%	6.3%	100.0%
(前年度)	3.6%	6.3%	1.2%	8.4%	1.2%	0.0%	6.2%	3.7%	4.4%	3.6%	3.5%	6.3%	4.3%	2.4%	13.4%	7.2%	6.6%	4.6%	1.0%	5.9%	6.3%	100.0%
入学者数	1,093	2,126	437	1,815	378	179	1,664	1,117	1,487	1,016	885	1,754	1,120	812	3,074	1,858	1,493	1,335	922	1,852	1,997	28,414
入学者割合	3.8%	7.5%	1.5%	6.4%	1.3%	0.6%	5.9%	3.9%	5.2%	3.6%	3.1%	6.2%	3.9%	2.9%	10.8%	6.5%	5.3%	4.7%	3.2%	6.5%	7.0%	100.0%
(前年度入学者数)	1,080	2,144	451	1,786	448	0	1,692	1,164	1,070	954	885	1,752	1,095	808	3,180	1,930	1,564	1,342	408	1,707	2,004	27,464
(前年度割合)	3.9%	7.8%	1.6%	6.5%	1.6%	0.0%	6.2%	4.2%	3.9%	3.5%	3.2%	6.4%	4.0%	2.9%	11.6%	7.0%	5.7%	4.9%	1.5%	6.2%	7.3%	100.0%

※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

※

出典：学校基本調査 文部科学省調べ

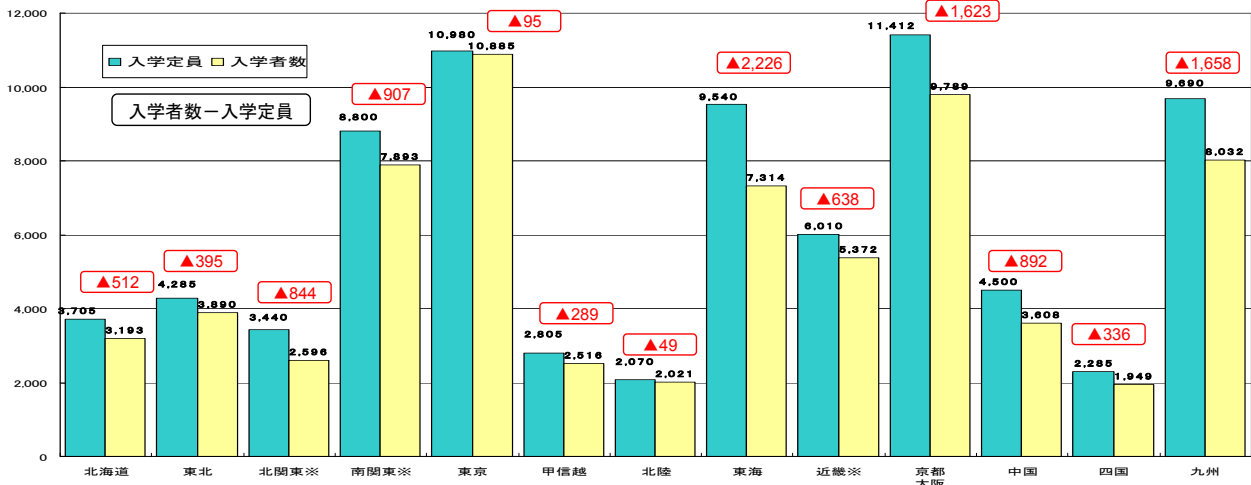
③私立大学(平成21年度)



学部数	63	38	23	49	75	71	326	88	33	23	56	135	35	78	122	88	49	40	24	67	68	1551
大学数	23	20	11	22	26	26	108	22	21	11	24	42	11	24	47	33	22	15	7	29	26	570
入学充足率	97.6%	92.8%	112.0%	96.9%	114.8%	99.9%	113.5%	111.3%	98.4%	93.3%	89.9%	107.6%	104.5%	107.1%	108.9%	102.9%	87.8%	95.8%	85.1%	89.4%	105.6%	106.5%
(前年度)	94.0%	88.0%	114.3%	92.3%	111.4%	100.8%	115.8%	112.8%	94.3%	92.9%	87.1%	106.5%	106.7%	109.5%	108.5%	101.4%	81.5%	96.2%	82.8%	91.1%	105.4%	106.6%
志願者割合	1.1%	0.6%	0.9%	1.2%	4.0%	3.2%	41.6%	7.3%	0.4%	0.4%	0.8%	6.1%	3.2%	7.9%	8.8%	5.0%	0.8%	1.0%	0.4%	1.0%	3.3%	100.0%
(前年度)	1.2%	0.6%	0.9%	1.1%	3.9%	2.8%	41.8%	7.4%	0.4%	0.4%	0.9%	6.0%	3.4%	8.0%	9.8%	5.1%	0.6%	1.0%	0.4%	1.1%	3.2%	100.0%
入学者数	11,884	6,125	8,703	10,317	25,414	21,756	148,148	36,168	5,688	4,399	9,669	35,059	11,080	27,868	41,611	22,876	7,140	9,049	3,685	12,779	479,083	479,083
入学者割合	2.5%	1.3%	1.8%	2.2%	5.3%	4.5%	30.9%	7.5%	1.2%	0.9%	2.0%	7.3%	2.3%	5.8%	8.7%	4.8%	1.5%	1.9%	0.8%	2.7%	4.1%	100.0%
(前年度入学者数)	11,805	5,846	8,873	10,182	24,332	21,839	148,849	36,661	5,539	4,267	9,316	34,954	11,102	28,080	41,659	21,895	6,789	8,969	4,018	13,225	478,000	478,000
(前年度割合)	2.5%	1.2%	1.9%	2.1%	5.1%	4.6%	31.1%	7.7%	1.2%	0.9%	1.9%	7.3%	2.3%	5.9%	8.7%	4.6%	1.4%	1.9%	0.8%	2.8%	4.1%	100.0%

※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。出典：日本私立学校振興・共済事業団「平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向」

④私立短期大学(平成21年度)



学科数	40学科	46学科	33学科	64学科	87学科	27学科	21学科	82学科	59学科	84学科	51学科	29学科	98学科	721学科
大学数	18大学	24大学	20大学	40大学	45大学	15大学	10大学	40大学	28大学	44大学	20大学	11大学	41大学	356大学
入学充足率	86.2%	90.8%	75.5%	90.5%	97.3%	89.7%	97.6%	77.1%	89.3%	85.9%	80.2%	85.3%	82.9%	86.8%
(前年度)	86.6%	92.1%	77.0%	90.4%	96.9%	88.6%	98.3%	83.4%	82.2%	87.9%	80.3%	78.4%	85.5%	87.5%
志願者割合	4.3%	4.8%	2.8%	9.3%	19.8%	3.1%	2.6%	10.7%	10.4%	15.0%	4.8%	2.4%	9.9%	100.0%
(前年度)	4.1%	4.6%	3.0%	8.9%	20.0%	3.0%	2.7%	11.5%	9.5%	15.9%	4.8%	2.2%	9.7%	100.0%
入学者数	3,193	3,890	2,596	7,893	10,885	2,516	2,021	7,314	5,372	9,789	3,608	1,949	8,032	69,058
入学者割合	4.6%	5.6%	3.8%	11.4%	15.8%	3.6%	2.9%	10.6%	7.8%	14.2%	5.2%	2.8%	11.6%	100.0%
(前年度入学者数)	3,333	3,836	2,864	8,117	11,588	2,521	2,139	8,136	5,402	10,455	3,789	1,992	8,568	72,740
(前年度割合)	4.6%	5.3%	3.9%	11.2%	15.9%	3.5%	2.9%	11.2%	7.4%	14.4%	5.2%	2.7%	11.8%	100.0%

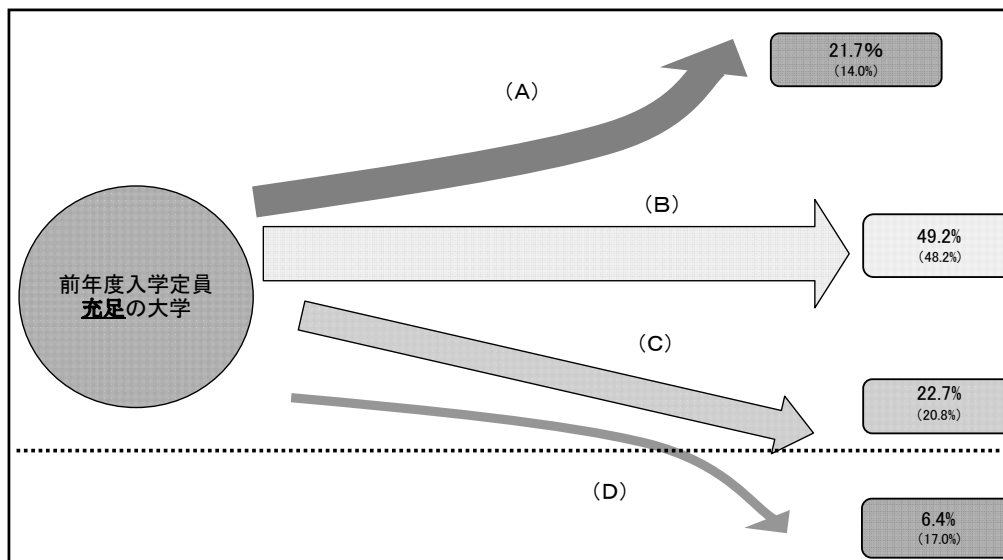
※北関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。南関東は、埼玉、千葉、神奈川県をいう。近畿は、滋賀、兵庫、奈良、和歌山県をいう。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向」

3-(3)平成20年度(前年度)に入学定員充足及び未充足であった大学の状況

【充足】

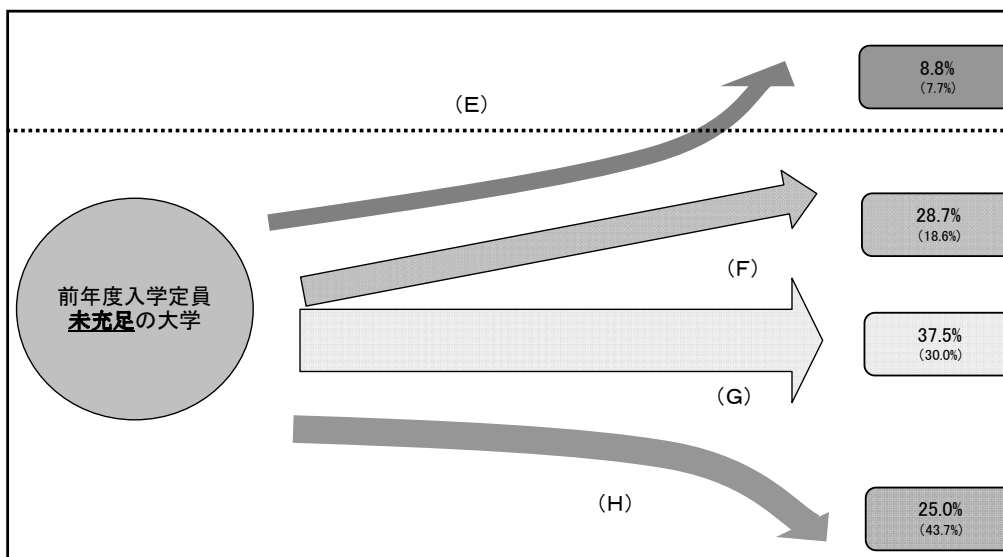
	内 容	学校数	割合
A	前年度に続き入学定員を充足しており今年度もさらに上昇している大学	65 (47)	21.7% (14.0%)
B	前年度に続き充足しているが入学定員充足率にほぼ変動がない大学	147 (162)	49.2% (48.2%)
C	前年度に続き充足しているが今年度は入学定員充足率が下降した大学	68 (70)	22.7% (20.8%)
D	前年度は充足していたが今年度未充足となった大学	19 (57)	6.4% (17.0%)
	合 計	299 (336)	100.0% (100.0%)



※()内は平成20年度私立大学・短期大学等入学志願動向の数字

【未充足】

	内 容	学校数	割合
E	前年度は入学定員未充足であったが今年度は上昇して充足に転じた大学	23 (17)	8.8% (7.7%)
F	前年度に続き未充足であるが入学定員充足率に改善が見られた大学	75 (41)	28.7% (18.6%)
G	前年度に続き未充足であるが入学定員充足率にほぼ変動がない大学	98 (66)	37.5% (30.0%)
H	前年度に続き未充足で今年度は入学定員充足率が更に下降した大学	65 (96)	25.0% (43.7%)
	合 計	261 (220)	100.0% (100.0%)



※()内は平成20年度私立大学・短期大学等入学志願動向の数字

3-(4) 私立大学の収支状況(経年の推移)

- ① 平成9年度以降、収支は悪化傾向にあり、収支差額が減少している。
- ② 私立大学全体では収支差額はプラスであるものの、平均で10%を割り込み(※)、マイナスの学校の割合が増加している。
- ③ 平成20年度は有価証券処分差額・評価換の影響が現れているが、これを除いても収支が悪化している。

○大学の消費収支状況

(単位:億円)

年 度		4	9	14	15	16	17	18	19		20	
									(有価証券処分・ 評価換等除)	(有価証券処分・ 評価換等除)	(有価証券処分・ 評価換等除)	(有価証券処分・ 評価換等除)
集計学校数	a	校 378	校 425	校 507	校 521	校 537	校 547	校 561	校 572	校 572	校 577	校 577
帰属収入	b	21,843	26,813	29,895	30,378	30,743	31,547	31,950	32,336	32,186	32,394	32,355
消費支出	c	17,578	21,618	25,798	26,331	27,248	28,103	28,808	29,762	29,327	30,748	29,877
帰属収支差額	d=b-c	4,265	5,195	4,097	4,047	3,495	3,444	3,142	2,573	2,859	1,646	2,478
帰属収支差額比率	e=d÷b	19.5%	19.4%	13.7%	13.3%	11.4%	10.9%	9.8%	8.0%	8.9%	5.1%	7.7%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 48	校 133	校 151	校 152	校 165	校 179	校 194	校 185	校 229	校 213
割合	g=f÷a	13.8%	11.3%	26.2%	29.0%	28.3%	30.2%	31.9%	33.9%	32.3%	39.7%	36.9%

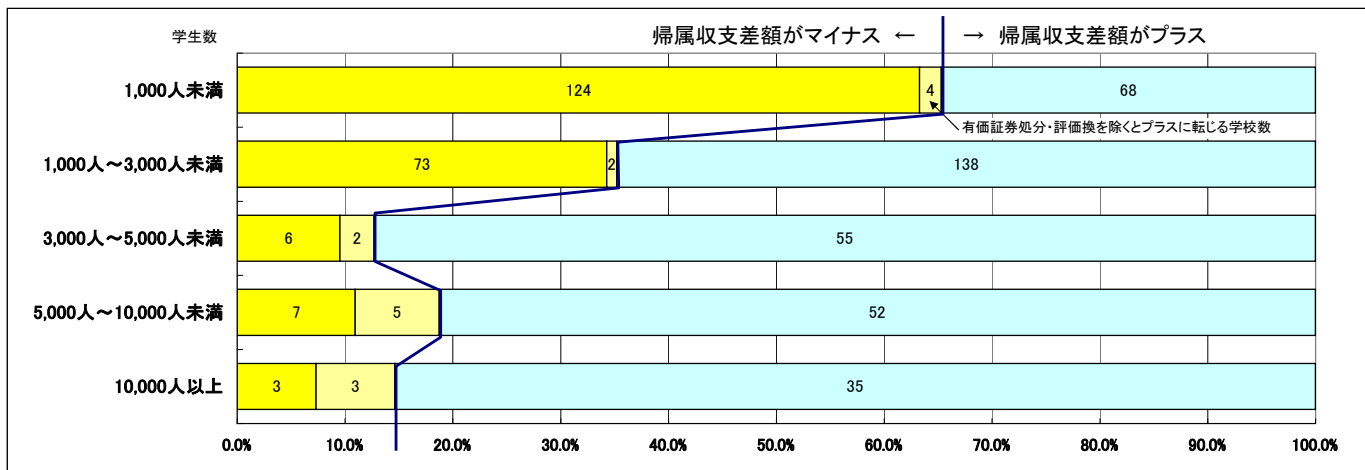
○ 帰属収支差額比率とは、学校法人の負債とならない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が収入全体の何%にあたるかを見る比率である。
 (※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地校舎等教育研究に必要な資産相当額を資本(基本金)として帰属収入の中から予め確保しなければならないため、基本金組入相当の帰属収支差額が必要になる。帰属収支差額比率は10%以上が必要と考えられている。

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

3-(5) 帰属収支差額がマイナスの私立大学の状況(規模別)

規模別(20年度)

- 規模の小さな大学(特に1,000人未満)で、帰属収支差額がマイナスの学校数の割合が高い。



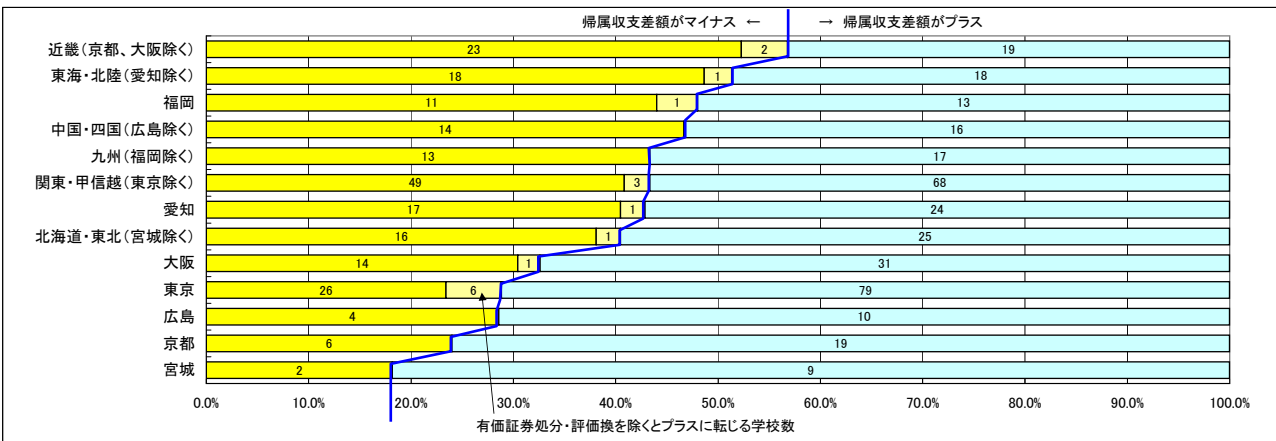
区 分	20年度					(参考)19年度				
	全学校数 A	帰属収支差額がマイナスの学校数		割合		全学校数 A	帰属収支差額がマイナスの学校数		割合	
		B	(有価証券処分・ 評価換等除)C	B/A	(有価証券処分・ 評価換等除)C/A		B	(有価証券処分・ 評価換等除)C	B/A	(有価証券処分・ 評価換等除)C/A
1,000人未満	196 校	128 校	124 校	65.3%	63.3%	181 校	107 校	107 校	59.1%	59.1%
1,000人~3,000人	213 校	75 校	73 校	35.2%	34.3%	222 校	66 校	61 校	29.7%	27.5%
3,000人~5,000人	63 校	8 校	6 校	12.7%	9.5%	66 校	10 校	9 校	15.2%	13.6%
5,000人~10,000人	64 校	12 校	7 校	18.8%	10.9%	62 校	7 校	5 校	11.3%	8.1%
10,000人以上	41 校	6 校	3 校	14.6%	7.3%	41 校	4 校	3 校	9.8%	7.3%
計	577 校	229 校	213 校	39.7%	36.9%	572 校	194 校	185 校	33.9%	32.3%

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

3-(6) 帰属収支差額がマイナスの私立大学の状況(地区別)

地区別(20年度)

○ 都市部と比較して、より地方で、帰属収支差額がマイナスの学校数の割合が高い傾向にある。

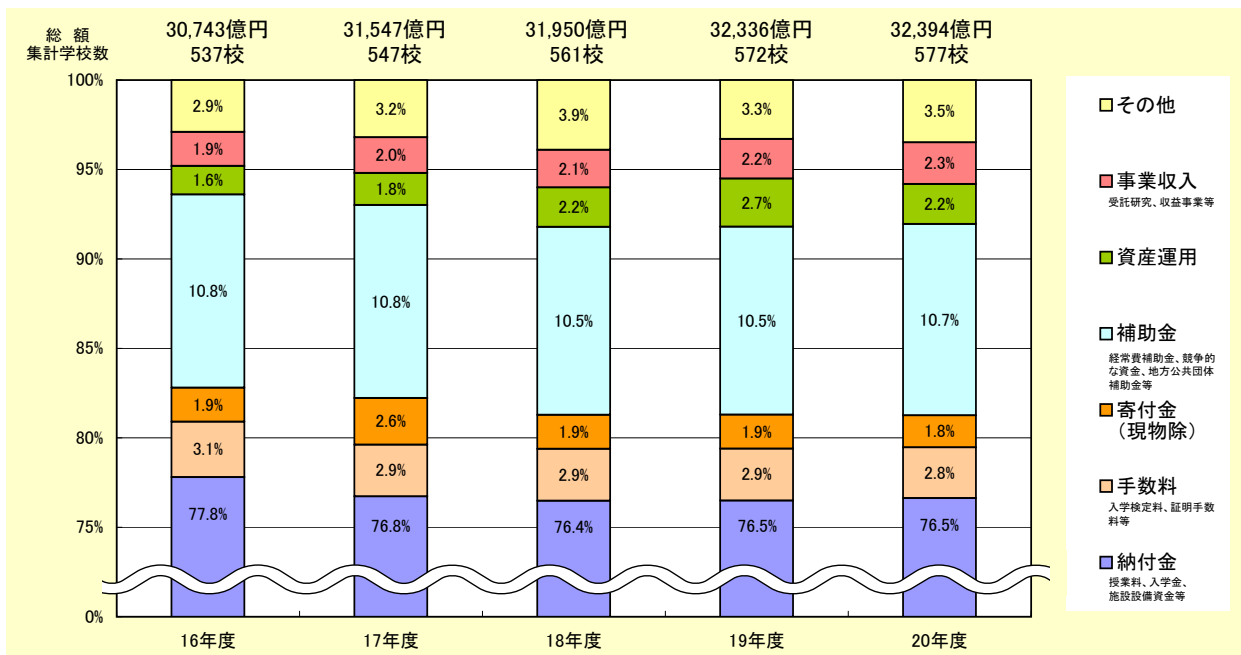


区分	20年度					(参考)19年度				
	全学校数 A	帰属収支差額がマイナスの学校数			割合 B/A	全学校数 A	帰属収支差額がマイナスの学校数			割合 B/A
		B	(有価証券処分・ 評価換等除)C	(有価証券処分・ 評価換等除)C/A			B	(有価証券処分・ 評価換等除)C	(有価証券処分・ 評価換等除)C/A	
北海道・東北(宮城除く)	42校	17校	16校	40.5%	38.1%	42校	18校	18校	42.9%	42.9%
宮城	11校	2校	2校	18.2%	18.2%	11校	2校	1校	18.2%	9.1%
関東・甲信越(東京除く)	120校	52校	49校	43.3%	40.8%	118校	43校	40校	36.4%	33.9%
東京	111校	32校	26校	28.8%	23.4%	110校	26校	25校	23.6%	22.7%
東海・北陸(愛知除く)	37校	19校	18校	51.4%	48.6%	36校	18校	17校	50.0%	47.2%
愛知	42校	18校	17校	42.9%	40.5%	41校	13校	13校	31.7%	31.7%
近畿(京都、大阪除く)	44校	25校	23校	56.8%	52.3%	44校	18校	18校	40.9%	40.9%
京都	25校	6校	6校	24.0%	24.0%	25校	5校	4校	20.0%	16.0%
大阪	46校	15校	14校	32.6%	30.4%	47校	16校	14校	34.0%	29.8%
中国・四国(広島除く)	30校	14校	14校	46.7%	46.7%	30校	14校	14校	46.7%	46.7%
広島	14校	4校	4校	28.6%	28.6%	14校	4校	4校	28.6%	28.6%
九州(福岡除く)	30校	13校	13校	43.3%	43.3%	30校	11校	11校	36.7%	36.7%
福岡	25校	12校	11校	48.0%	44.0%	24校	6校	6校	25.0%	25.0%
計	577校	229校	213校	39.7%	36.9%	572校	194校	185校	33.9%	32.3%

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

3-(7) 私立大学の収入分析(5カ年推移)

- ① 経常的な収入の3/4以上を学生納付金が占め、これに次ぐ財源は国庫等からの補助金という構成は変化していない。
- ② 資産運用収入、寄付金収入は漸増していたが、20年度は対前年度比でそれぞれ153億円、51億円の減収となった。



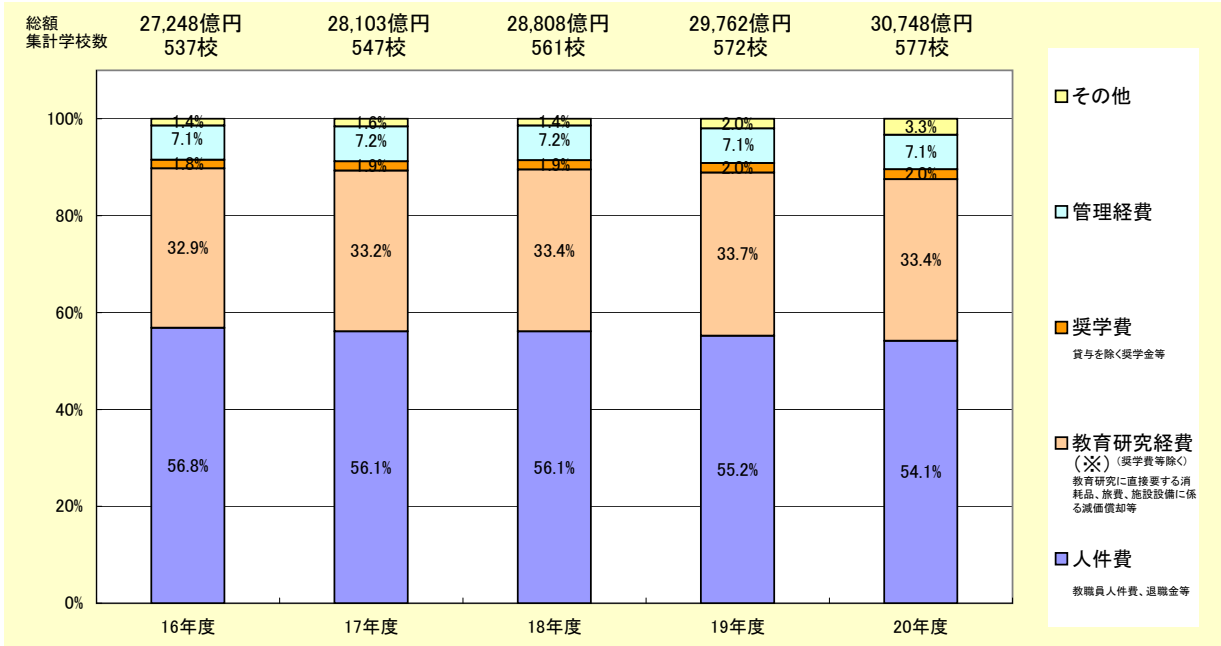
科目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	対前年度増減
資産運用収入	487	562	715	873	720	▲153
寄付金(現物除)	573	818	612	629	578	▲51
学生納付金	23,926	24,217	24,410	24,736	24,791	55

(単位：億円)

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

3-(8)私立大学の支出分析(5カ年推移)

○ 人件費、教育研究経費、奨学費のいずれも支出額は増加しているが、人件費の割合は減少している。



科目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	対前年度増減
奨学費	487	536	547	584	623	39
教育研究経費 ^(※)	8,974	9,326	9,632	10,022	10,272	250
人件費	15,484	15,777	16,164	16,436	16,646	210

※教育研究経費には奨学費を除く。

(単位:億円)

出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

3-(9) 国立大学法人、公立大学法人、学校法人における財務・経営情報の公開について

- : 法令上、一般公開が義務づけられているもの
- ▲ : 法令上は一般公開は義務づけられていないが、評価委員会により一般に公開されているもの
- △ : 法令上は一般公開は義務づけられていないが、利害関係人への閲覧が義務づけられているもの
- : 公開が義務づけられていないもの

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人
法人の設置根拠（根本規則）	●国立大学法人法令 ※国立大学法人の設置等、大枠が法令で定められており、以下の項目についても一部法令に規定があるが、定款や寄附行為と同水準の情報が規定されているわけではない。	- 定款 ※定款の策定・変更には設立団体の議会の議決が義務づけられており、実質的に公開されている。	- 寄附行為
	<ul style="list-style-type: none"> ●目的 ●名称 ●業務の範囲 ●主たる事務所の所在地 ●役員の定数、選任及び解任の方法その他役員に関する規定 ●学長選考機関の設置 ●役員会に関する規定 ●経営協議会及び委員に関する規定 ●教育研究評議会及び委員に関する規定 ●資本金 (法人解散の際に法令で規定) (一般に官報等で公告) 	<ul style="list-style-type: none"> - 目的 - 名称 - 設立団体 - 業務の範囲及びその執行に関する事項 - 事務所の所在地 - 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別 - 役員の定数、任期その他役員に関する事項 - 学長選考機関の設置 - 経営審議機関の設置、その構成員、審議事項、その他適正な運営を確保するために必要な事項 - 教育研究審議機関の設置、その構成員、審議事項、その他適正な運営を確保するために必要な事項 - 公共的な施設の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公共的な施設の名称及び所在地 - 資本金、出資及び資産に関する事項 - 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項 - 公告の方法 	<ul style="list-style-type: none"> - 目的 - 名称 - 設置する私立学校の名称、課程・学部・大学院・大学院の研究科・学科・部の名称・種類 - 事務所の所在地 - 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定 - 理事会に関する規定 - 評議員会及び評議員に関する規定 - 資産及び会計に関する規定 - 収益事業の種類、事業に関する規定 - 解散に関する規定 - 寄附行為の変更に関する規定 - 公告の方法
	●業務方法書	●業務方法書	
事業計画	●中期目標 * 文部科学大臣が作成・公表	●中期目標 * 設立団体の長が作成・公表	
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育研究の質の向上に関する事項 ●業務運営の改善及び効率化に関する事項 ●財務内容の改善に関する事項 ●教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ●その他業務運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ●中期目標の期間(6年間) ●住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ●業務運営の改善及び効率化に関する事項 ●財務内容の改善に関する事項 ●教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ●その他業務運営に関する重要事項 	
	●中期計画、年度計画	●中期計画、年度計画	- 事業計画
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ●業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ●予算、収支計画及び資金計画 ●短期借入金の限度額 ●重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ●剰余金の使途 ●施設及び設備に関する計画 ●人事に関する計画 ●中期目標の期間を超える債務負担 ●積立金の使途 ●その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ●業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ●予算、収支計画及び資金計画 ●短期借入金の限度額 ●重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ●剰余金の使途 ●その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> - 重点事業 (教育、研究、学生支援、社会貢献、施設設備の充実、財政基盤の強化等)

事業報告	▲ 業務実績報告書(毎年度毎) * 公表義務はないが評価委員会に提出し、 評価委員会が評価結果と共に公表	- 業務実績報告書(毎年度毎) * 公表義務はないが評価委員会に提出し、 評価委員会が評価結果を公表	△ 事業報告書
	【記載例】	【記載例】	【記載例】
	<現況> 大学名	<現況> 法人名又は大学名 設立年月日 沿革 所在地	<現況> 法人名 設立年月日 沿革 所在地
	役員の状況(氏名、就任期間等) 設置学部・研究科等 組織図 学生数 教職員数	役員の状況(氏名、就任期間等) 設置学部・研究科等 組織図 学生数 教職員数	役員の状況(氏名、就任期間等) 設置学部・研究科等 組織図 学生数 教職員数
	<基本的な目標> 基本理念(大学の使命) 重点課題 基本的目標(教育、研究、社会貢献、 管理運営、自己点検・自己評価、 情報公開等)	<基本的な目標> 基本理念(大学の使命) 重点課題 基本的目標(教育、研究、社会貢献、 管理運営、自己点検・自己評価、 情報公開等)	<基本的な目標> 基本理念(大学の使命) 重点課題 基本的目標(教育、研究、社会貢献、 管理運営、自己点検・自己評価、 広報等)
	<事業の状況> 主な事業の目的・計画・進捗 個別の事業計画の進捗 収容定員、収容数、定員充足率 (学科、専攻等別)	<事業の状況> 主な事業の目的・計画・進捗 個別の事業計画の進捗 収容定員、収容数、定員充足率 (学科、専攻等別) 募集定員、志願者数、合格者数、入 学者数 学位授与数(卒業・修了者数) 就職者数、資格試験合格者数	<事業の状況> 主な事業の目的・計画・進捗 収容定員、在籍者数 募集定員、志願者数、合格者数、入 学者数 学位授与数(卒業・修了者数) 就職者数、資格試験合格者数
	<財務の概要> 予算、収支計画・資金計画と実績	<財務の概要> 予算、収支計画・資金計画と実績	<財務の概要> 予算及び決算の概要 財務の概要の経年比較
	短期借入れ金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供 する計画 剰余金の使途	短期借入れ金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供 する計画 剰余金の使途	主な財務比率 基本金への組入れ等 施設及び設備に関する計画
	施設及び設備に関する計画 人事に関する計画	積立金の使途 施設及び設備に関する計画 人事に関する計画	
	▲ 中期目標に係る実績報告書(6年毎) * 公表義務はないが評価委員会に提出し、 評価委員会が評価結果と共に公表	- 中期目標に係る実績報告書(6年毎) * 公表義務はないが評価委員会に提出し、 評価委員会が評価結果を公表	
● 中期目標に係る事業報告書(6年毎)	● 中期目標に係る事業報告書(6年毎)		
財務状況	● 財務諸表 ● 貸借対照表 ● 損益計算書 ● 利益の処分又は損失の処理に関する書類 ● キャッシュ・フロー計算書 ● 国立大学法人等業務実施コスト計 ● 上記書類の附属明細書	● 財務諸表 ● 貸借対照表 ● 損益計算書 ● 利益の処分又は損失の処理に関する書類 ● その他設立団体の規則で定める書類 ● 上記書類の附属明細書	△ 財務諸表 △ 貸借対照表 △ 収支計算書 △ 財産目録
	● 当該事業年度の事業報告書	● 当該事業年度の事業報告書	
	● 決算報告書 ● 監事及び会計監査人の意見を記載した書面	● 決算報告書 ● 監事及び会計監査人の意見を記載した書面	△ 監査報告書
	● 役員の任命、解任 ● 役員の報酬等の支給基準 ● 職員の給与及び退職手当の支給基準	● 役員の任命、解任 ● 役員の報酬等の支給基準 ● 職員の給与及び退職手当の支給基準	
任命等			

3-(10)学校法人の情報公開について

○現行法に基づく財務関係書類の情報公開

	私立学校法関係	私立学校振興助成法関係
作成義務文書	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 収支計算書 資金収支計算書 消費収支計算書 (監事の)監査報告書 財産目録 事業報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表及び附属する明細表 収支計算書 資金収支計算書及び附属する内訳表 消費収支計算書及び附属する消費収支内訳表 公認会計士又は監査法人の監査報告書 収支予算書
公開対象者	当該学校法人の設置する私立学校に在学する者 その他の利害関係人	〔 情報公開請求があった場合、所轄庁(文部科学大臣等)が、大科目等を公開 〕

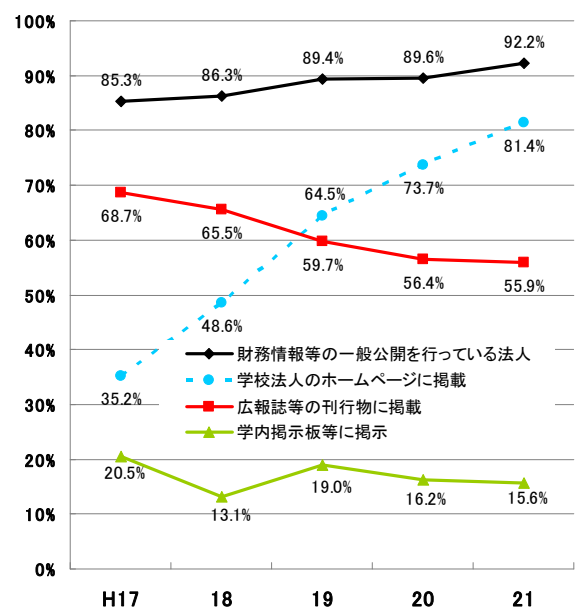
これら法律による義務付けに加えて、学校法人が自主的に行っている情報公開の状況は以下の通り。

○平成21年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果

① 一般公開の状況・方法

(複数回答)

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	H21	541	126	667
	H20	537	128	665
財務情報等の一般公開を行っている法人	H21	511 (94.5%)	104 (82.5%)	615 (92.2%)
	H20	500 (93.1%)	96 (75.0%)	596 (89.6%)
公開方法	学校法人のホームページに掲載	467 (86.3%)	76 (60.3%)	543 (81.4%)
	広報誌等の刊行物に掲載	332 (61.4%)	41 (32.5%)	373 (55.9%)
	学内掲示板等に掲示	76 (14.0%)	28 (22.2%)	104 (15.6%)



注：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合

・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。

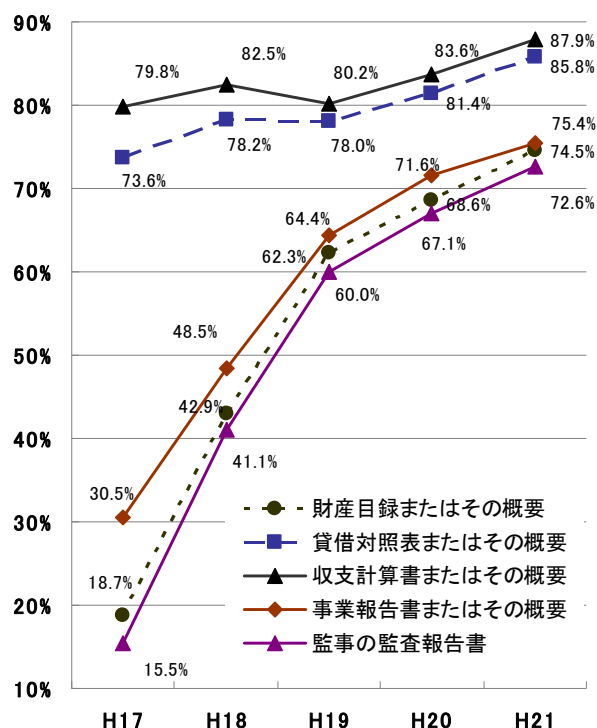
・「一般公開」とは、利害関係者への閲覧以外で広く一般(受験生等を含む。)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット等を含む。)への掲載等の方法により、財務情報等を公開すること。

・「財務情報等」とは、平成20年度終了後2ヶ月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書(それぞれの概要を含む)及び監査報告書。

② 一般公開の内容(ホームページ・広報誌等の刊行物について)

(複数回答)

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	541	126	667
財産目録またはその概要	427 (78.9%)	70 (55.6%)	497 (74.5%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	417 (77.1%)	64 (50.8%)	481 (72.1%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	77 (14.2%)	11 (8.7%)	88 (13.2%)
貸借対照表またはその概要	486 (89.8%)	86 (68.3%)	572 (85.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	462 (85.4%)	72 (57.1%)	534 (80.1%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	306 (56.6%)	35 (27.8%)	341 (51.1%)
収支計算書またはその概要	494 (91.3%)	92 (73.0%)	586 (87.9%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	466 (86.1%)	74 (58.7%)	540 (81.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	327 (60.4%)	40 (31.7%)	367 (55.0%)
事業報告書またはその概要	432 (79.9%)	71 (56.3%)	503 (75.4%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	417 (77.1%)	63 (50.0%)	480 (72.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	120 (22.2%)	14 (11.1%)	134 (20.1%)
監事の監査報告書	419 (77.4%)	65 (51.6%)	484 (72.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	408 (75.4%)	59 (46.8%)	467 (70.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	53 (9.8%)	11 (8.7%)	64 (9.6%)



注：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合

・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。

・「一般公開」とは、利害関係者への閲覧以外で広く一般(受験生等を含む)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット等を含む)への掲載等の方法により、財務情報等を公開すること。

・「財務情報等」とは、平成20年度終了後2ヶ月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書(それぞれの概要を含む)及び監査報告書。

③ 一般公開に当たっての工夫等

(複数回答)

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成21年度	541	126	667
	平成20年度	537	128	665
一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		398 (73.6%)	62 (49.2%)	460 (69.0%)
		350 (65.2%)	54 (42.2%)	404 (60.8%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	337 (62.3%)	45 (35.7%)	382 (57.3%)
		293 (54.6%)	39 (30.5%)	332 (49.9%)
	各科目の平易な説明する資料	156 (28.8%)	12 (9.5%)	168 (25.2%)
		132 (24.6%)	13 (10.2%)	145 (21.8%)
	経年推移の状況が分かる資料	277 (51.2%)	39 (31.0%)	316 (47.4%)
		228 (42.5%)	31 (24.2%)	259 (38.9%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	220 (40.7%)	27 (21.4%)	247 (37.0%)
		185 (34.5%)	22 (17.2%)	207 (31.1%)
	グラフや図表を活用した資料	225 (41.6%)	19 (15.1%)	244 (36.6%)
		190 (35.4%)	18 (14.1%)	208 (31.3%)
学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	76 (14.0%)	2 (1.6%)	78 (11.7%)	
	69 (12.8%)	7 (5.5%)	76 (11.4%)	

注：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合

・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。

・「一般公開」とは、利害関係者への閲覧以外で広く一般(受験生等を含む)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット等を含む)への掲載等の方法により、財務情報等を公開すること。

・「財務情報等」とは、平成20年度終了後2ヶ月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書(それぞれの概要を含む)及び監査報告書。

・各項目上段は平成21年度の法人数・割合、下段は平成20年度の法人数・割合を示す。

④ 私立学校法第 47 条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容

(平成 21 年度・複数回答)

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数		541	126	667
法人の概要	設置する学校・学部・学科等	522 (96.5%)	121 (96.0%)	643 (96.4%)
	入学定員	475 (87.8%)	105 (83.3%)	580 (87.0%)
	収容定員	434 (80.2%)	94 (74.6%)	528 (79.2%)
	入学者数	315 (58.2%)	81 (64.3%)	396 (59.4%)
	在籍者数	514 (95.0%)	123 (97.6%)	637 (95.5%)
	理事・評議員・監事	495 (91.5%)	114 (90.5%)	609 (91.3%)
	教職員	511 (94.5%)	119 (94.4%)	630 (94.5%)
	建学の理念・教育目標	310 (57.3%)	70 (55.6%)	380 (57.0%)
	法人の沿革	350 (64.7%)	66 (52.4%)	416 (62.4%)
事業の概要	当該年度の事業の概要、主な事業の目的・計画、計画の進捗状況	531 (98.2%)	119 (94.4%)	650 (97.5%)
	入学志願者数、受験者数、合格者数等の入学試験に関する状況	229 (42.3%)	52 (41.3%)	281 (42.1%)
	卒業生数、修了者数、学位授与数等の状況	147 (27.2%)	39 (31.0%)	186 (27.9%)
	学生の就職・進学状況	218 (40.3%)	54 (42.9%)	272 (40.8%)
	今後の課題	168 (31.1%)	31 (24.6%)	199 (29.8%)
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容	381 (70.4%)	89 (70.6%)	470 (70.5%)
	当該年度の決算の概要	446 (82.4%)	87 (69.0%)	533 (79.9%)
	主な財務比率	307 (56.7%)	48 (38.1%)	355 (53.2%)
	主な施設設備の整備状況	218 (40.3%)	48 (38.1%)	266 (39.9%)

注：・単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合

・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。

私立学校法(抜粋)
(昭和二十四年法律第二百七十号)

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(抜粋)

平成16年7月23日 16文科高第304号

文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて 文部科学省高等教育局私学部長通知

1. 財務情報の公開について

(1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書

(略)

なお、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあつては、これらを閲覧に供すれば足りること。(以下略)

(2) 閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。

ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

① 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者

② 当該学校法人与雇用契約にある者

③ 当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましいこと。

私立学校振興助成法(抜粋)
(昭和五十年法律第六十一号)

(書類の作成等)

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

学校法人会計基準(抜粋)

(昭和四十六年文部省令第十八号)

(計算書類)

第四条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表

イ 資金収支内訳表

ロ 人件費支出内訳表

二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表

三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ 固定資産明細表

ロ 借入金明細表

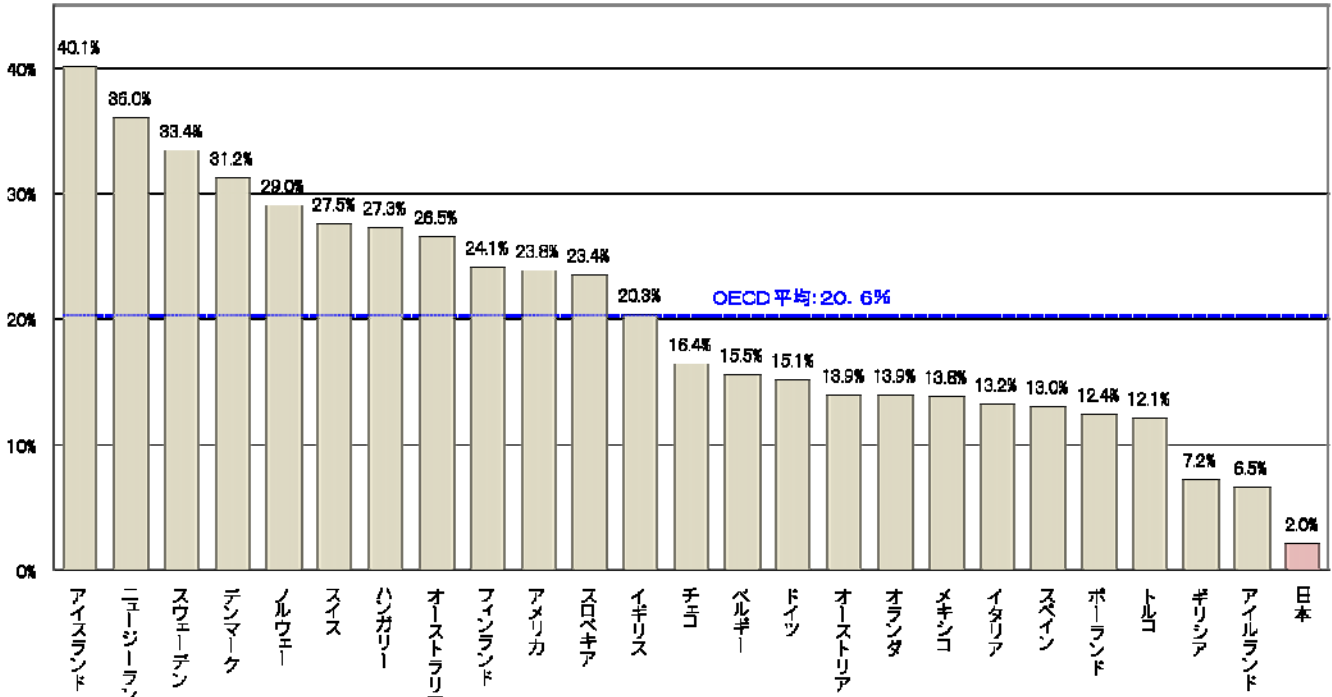
ハ 基本金明細表

3-(11) 社会人の受入れの推移

① 25歳以上の学士課程への入学者の割合(国際比較)

諸外国は25歳以上の入学者の割合が平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は2.0%であり、大きな差があると推定される。

25歳以上の入学者の割合(大学型高等教育機関)の国際比較



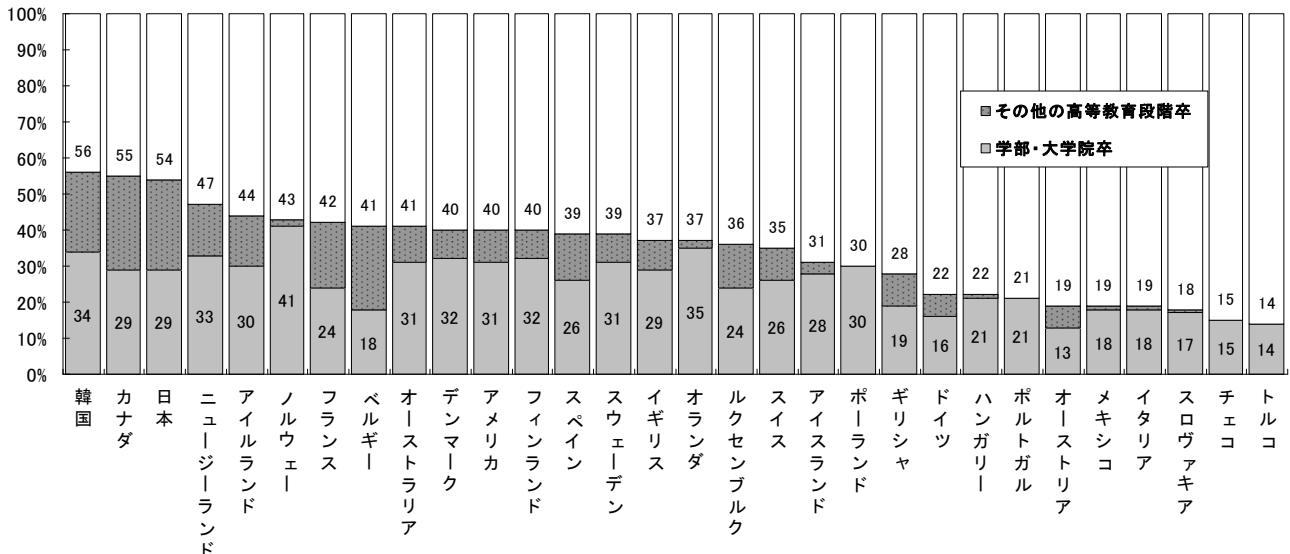
出典: OECD教育データベース(2005年)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数

② 高等教育の学歴取得率の各国比較

日本の25-34歳の者の最終学歴は、高等教育終了者が54% (OECD加盟国中第3位)。そのうち、大学学部・大学院卒の者は29%であり、アメリカ・韓国よりも低く、他国と比較してそれほど高くない。

年齢区分別に比較すると、アメリカやドイツでは年代にかかわらず高等教育終了者の割合が均一であるが、日本では年代が高くなるにつれてその割合が大きく低下。

○ 25~34歳の者の最終学歴比率



注 各国の高等教育制度を一概に比較することは困難であるが、主要国における「学部・大学院」と「その他の高等教育段階」の区別は、下記のとおり。

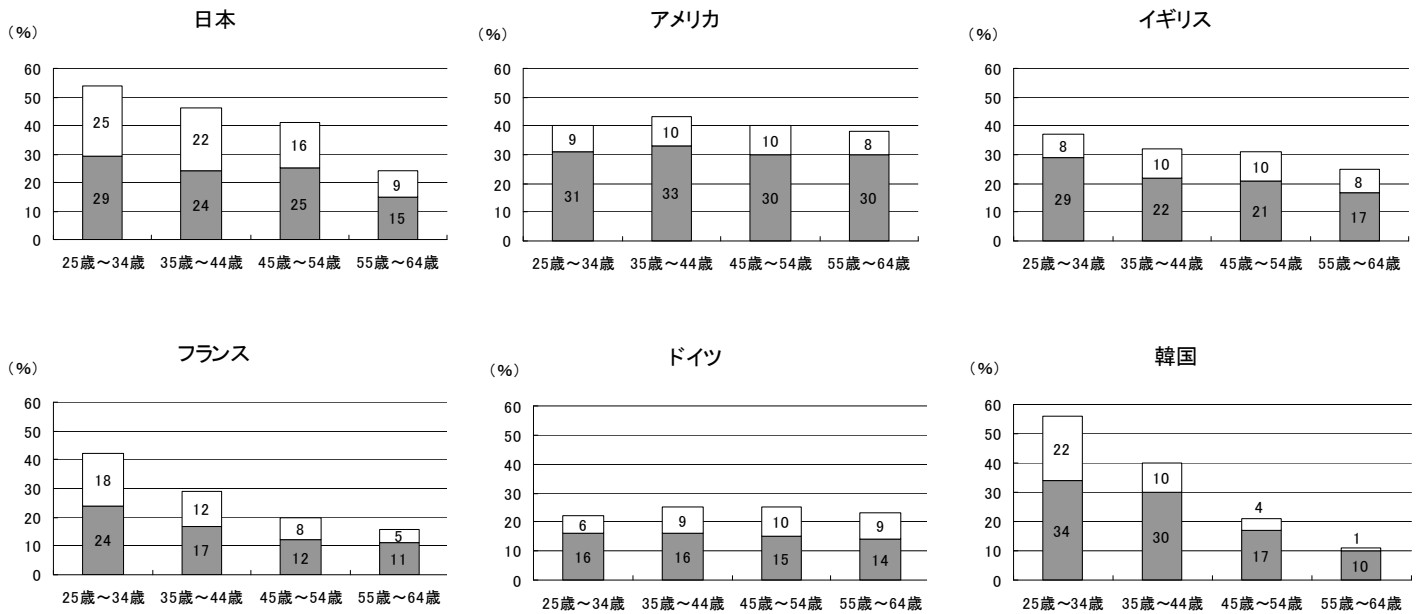
日本: 「その他の高等教育段階」は、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(専門学校)を計上。

韓国: 放送・通信大学は「学部・大学院」に、技術大学・産業大学・教育大学は「その他の高等教育段階」に計上。

アメリカ: コミュニカレッジを含む短期大学は、いずれにも含まない(ただし、職業教育に係る教育課程は「その他の高等教育段階」に計上)。

イギリス: 「その他の高等教育段階」には、大学における学位に達しないディプロマ等や職業教育カレッジが含まれる。

○ 年齢階層別の最終学歴比率

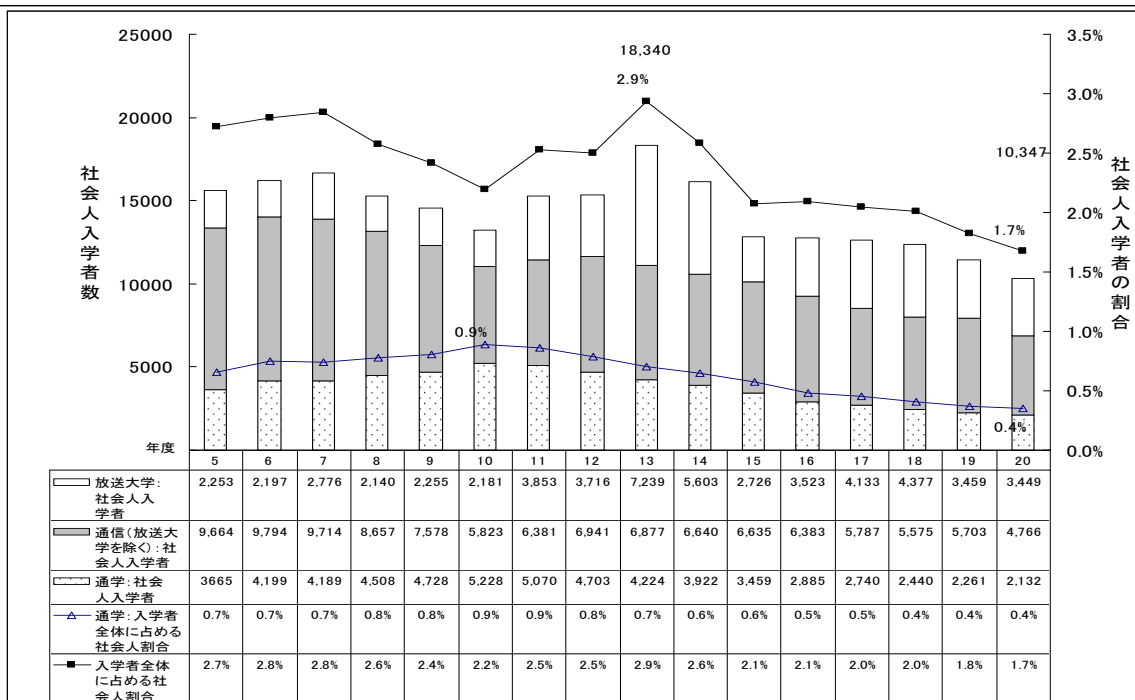


注 灰色部分は、当該年齢階層に占める学部・大学院卒業者の割合。白色部分はその他の高等教育段階の卒業者の割合。「学部・大学院」と「その他の高等教育段階」の定義については、前頁と同じ。

(OECD「Education at a Glance 2009」)

③大学における社会人入学者数の推移

社会人入学者数は平成10年の5,228人をピークに減少。通信制への入学者（放送大学）を含めても平成13年の18,340人（推計）をピークに減少。



※ 出典: 学校基本調査報告書

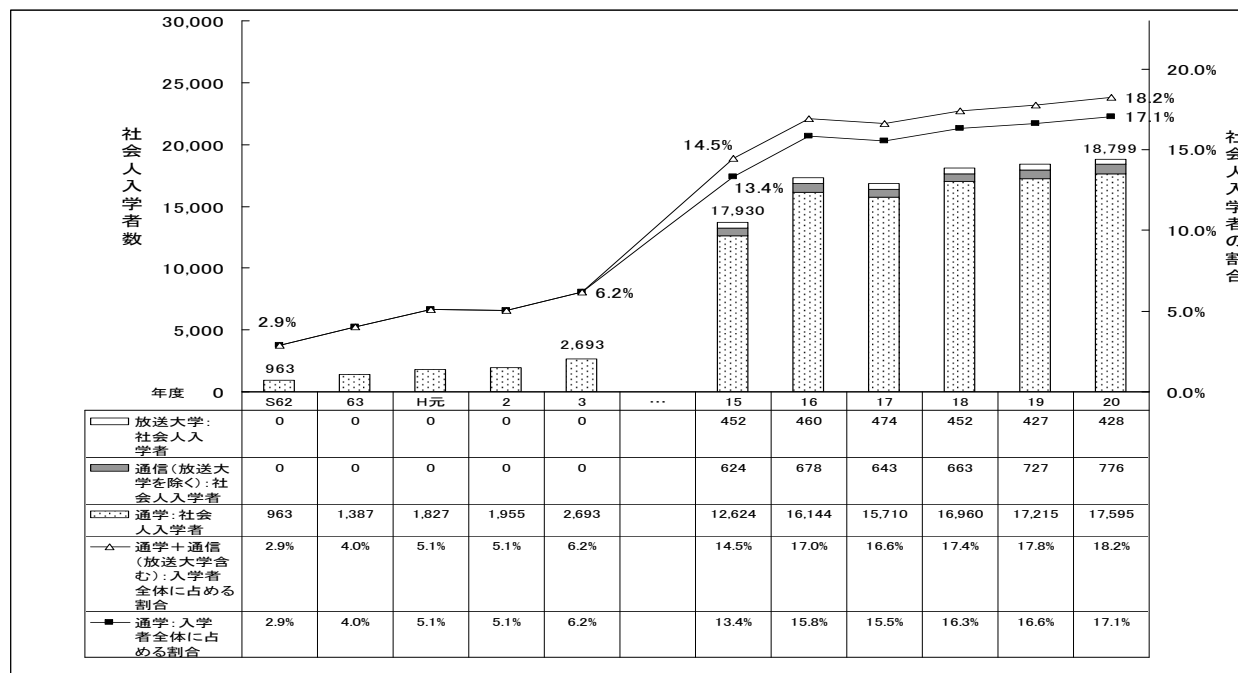
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日において、給与、賞金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事についている者(企業等を退職した者、及び主婦などを含む)をいう。

※ 通学の社会人入学者は、「国公私立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から推分)。

④大学院における社会人入学者数の推移

社会人入学者数は、増減があるものの近年は増加が停滞傾向にあり、入学者全体に占める割合は18.2%(平成20年度)。通信制(放送大学を含む)への入学者は1,100人程度で、社会人入学者全体の6%程度。

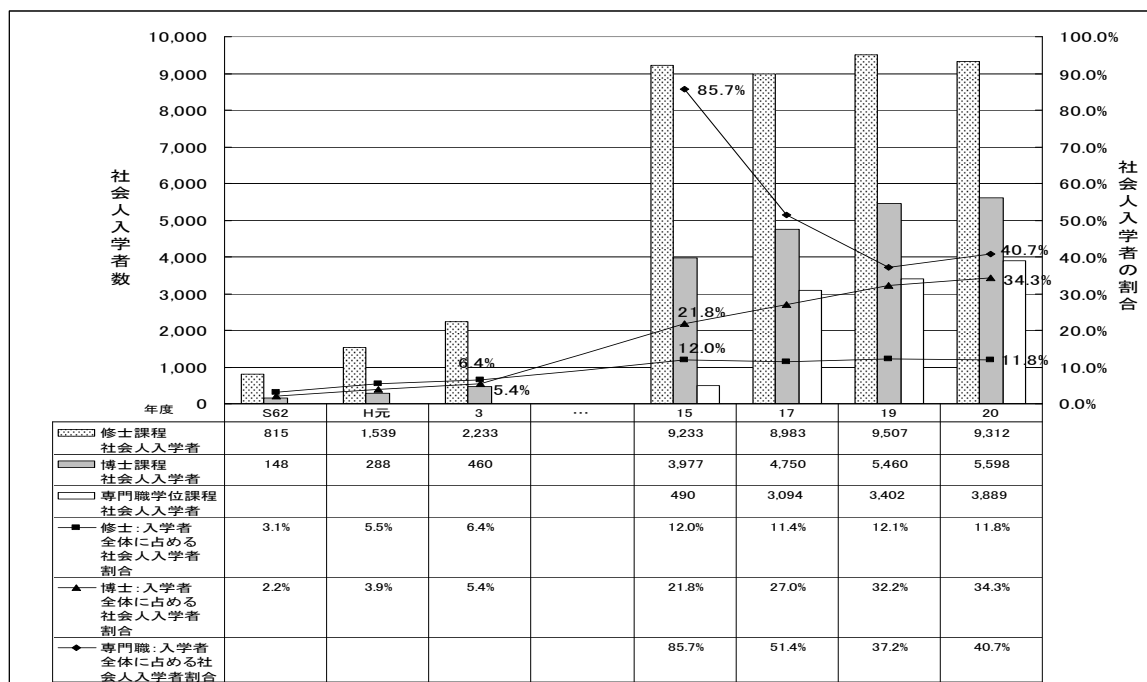


※ 出典: 大学課調べ, 学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに, 通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

⑤大学院における課程別の社会人入学者数の推移

入学者全体に占める社会人の割合(平成20年度)は、修士課程で11.8%、博士課程で34.3%、専門職学位課程で40.7%で、近年は停滞傾向。

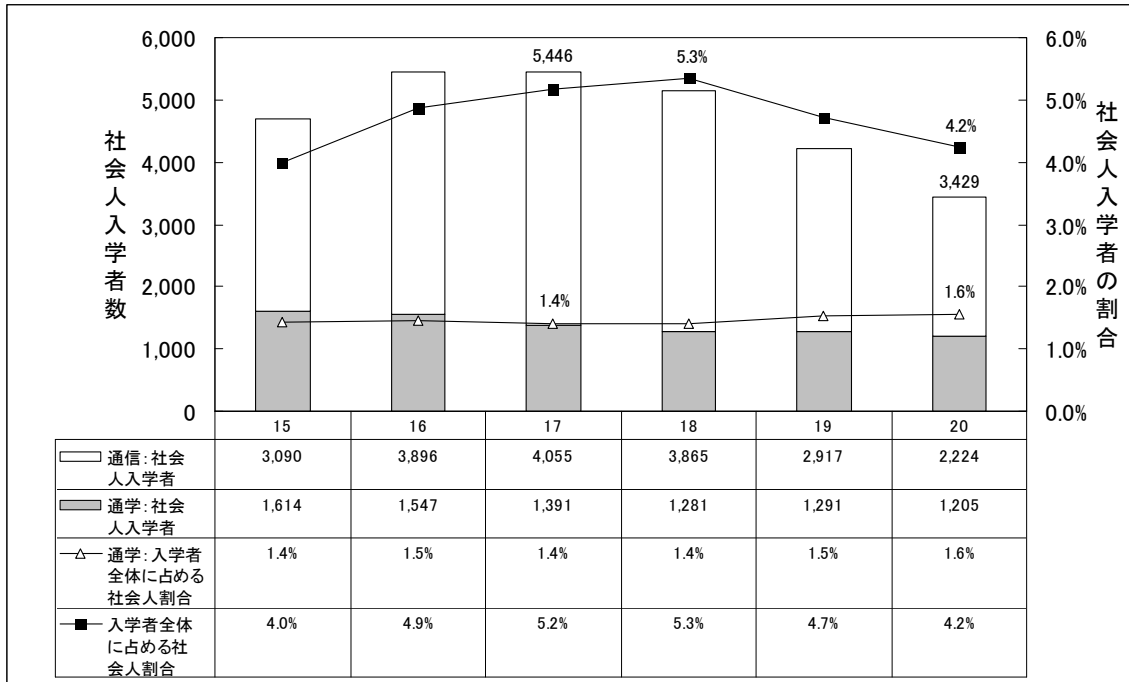


※ 出典: 大学課調べ, 学校基本調査報告書

※ 社会人入学者は推計である(通信教育課程の社会人入学者数は、「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに, 通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

⑥短期大学における社会人入学者数の推移

社会人入学者数は平成17年の5,446人をピークに減少。入学者全体に占める社会人の割合も、近年減少傾向にある。



※ 出典:学校基本調査報告書
 ※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用
 ※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

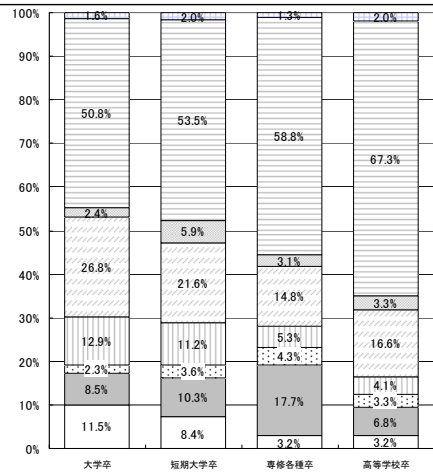
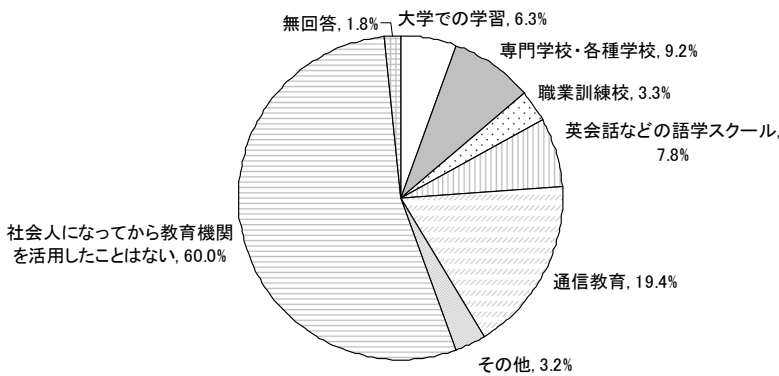
3-(12)社会人の大学での学修ニーズ

①社会人の教育機関の活用

社会人になってから教育機関を活用したことがない者の割合は60%、大学卒では50.8%。利用した機関は、「通信教育」「語学スクール」「専門学校・各種学校」「大学」の順に多く、大学卒では「大学」の利用割合が他の学歴の者より高い。

【全体】

【学歴別】



- 大学で学習
- 専門学校・各種学校
- 職業訓練校
- 英会話などの語学スクール
- 通信教育
- その他
- 社会人になってから教育機関を活用したことはない
- 無回答

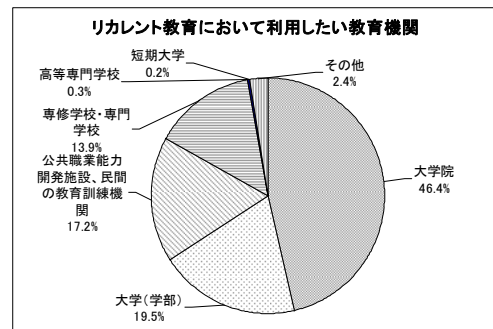
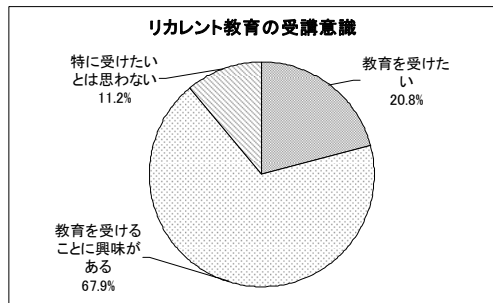
(注)

・「大学で学習」は、①大学・大学院の公開講座で学習、②大学の学部在籍、③社会人大学院やビジネススクールを活用、への回答者の割合を合計したもの。

(出典)リクルートワークス研究所「ワーキングパーソン調査2008」
 2008年に首都圏50km(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県)で、正規社員・正規職員、契約社員・嘱託、派遣、パート・アルバイト、業務委託として2008年7月最終週に1日でも就業している18～59歳の男女(学生除く)6,500名を対象に調査

②社会人のリカレント教育の受講意識

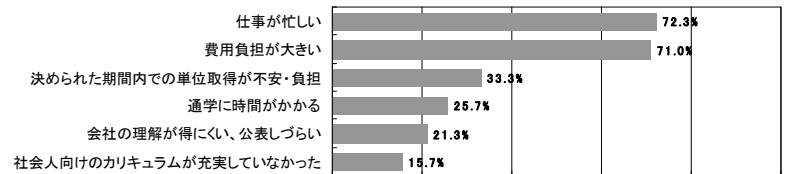
リカレント教育に対する社会人の意識調査によると、約9割が「受けたい」又は「興味がある」と回答。利用したい教育機関については、大学院(46.4%)、大学(19.5%)が多い。教育機関の選択の際には、「カリキュラムが魅力的であること」(74%)を重視。一方で、教育を受ける場合に想定される課題としては、職業生活と学修の両立に関するものが多い。



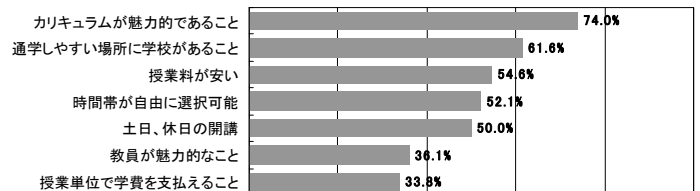
リカレント教育の受講を希望する理由



リカレント教育受講において想定される課題



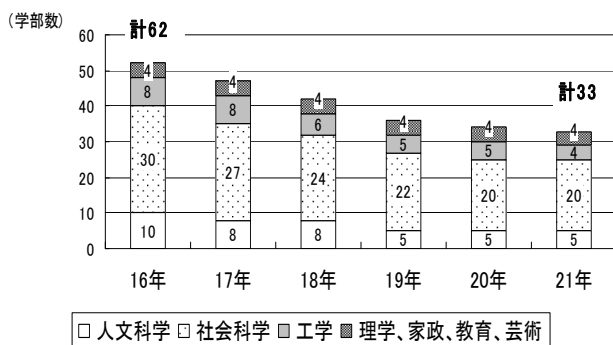
リカレント教育の教育機関の選択において重視する点



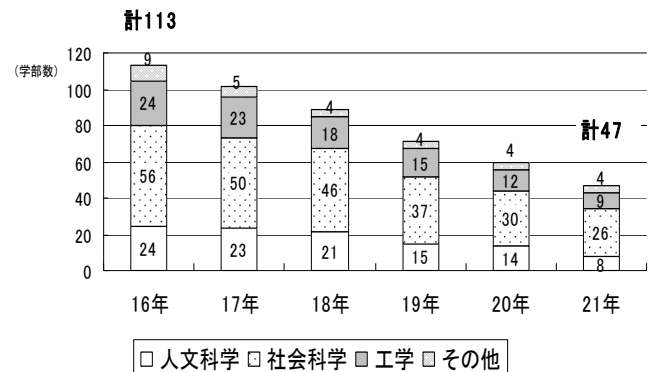
(職業能力開発総合大学校能力開発研究センター調査報告書No.128 平成17年3月)

3-(13)夜間における授業の実施

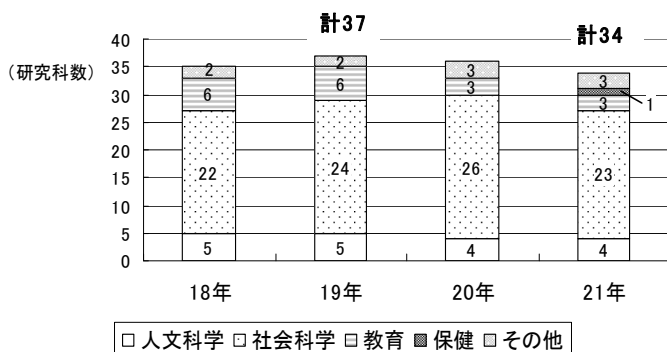
【夜間大学数】



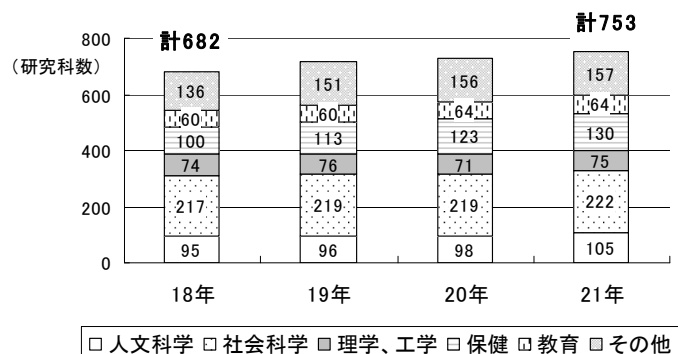
【昼夜開講制を実施する大学の学部】



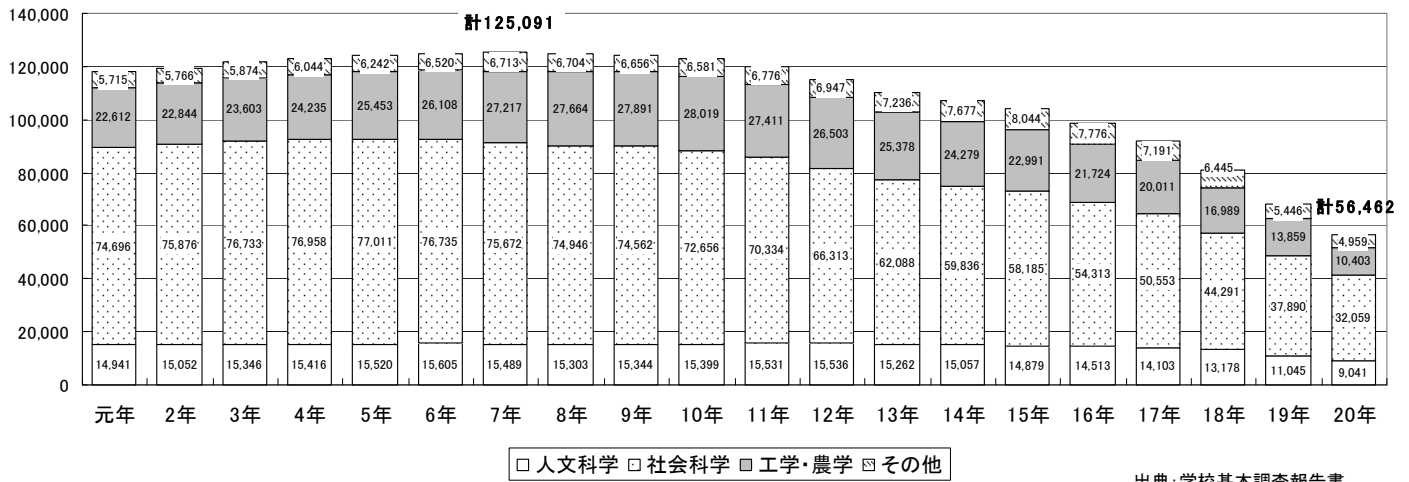
【夜間大学院数】



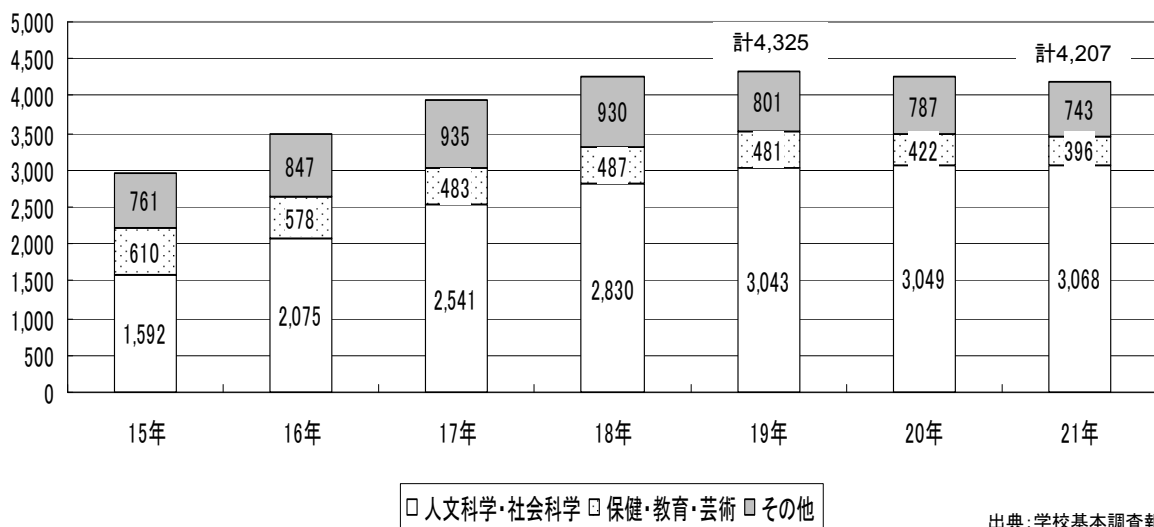
【昼夜開講制を実施する大学院の研究科】



【夜間大学の学生数】



【夜間大学院の学生数】

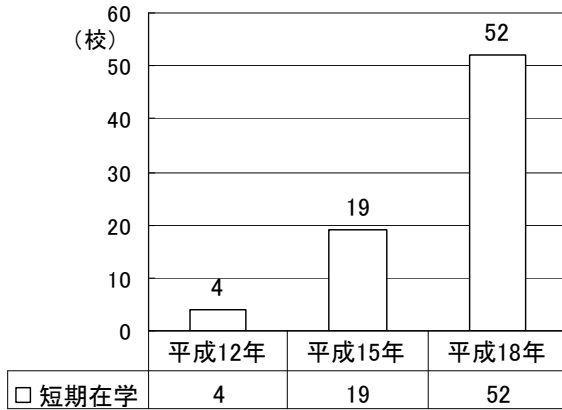


3-(14)標準修業年限の弾力化

①短期在学コース（修士課程：平成11年～）

標準修業年限より短い期間（1年以上2年未満）の修業年限を定めた修士課程。
設置数は増加しているが、全体の9%（平成18年度）にとどまっている。

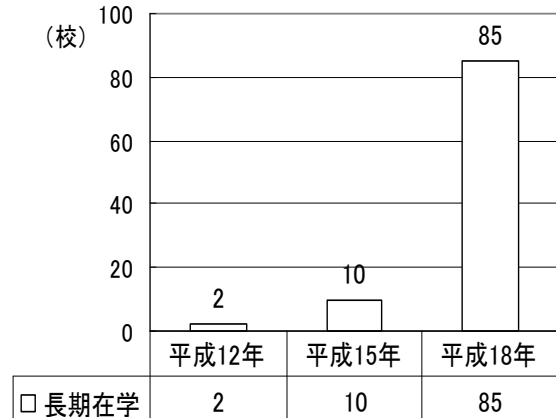
【短期在学コース設置大学院数】



②長期在学コース（夜間大学院は平成元年～他の修士課程：平成11年～）

標準修業年限を超える修業年限を定めた修士課程・博士課程。
設置数は増加しているが、全体の8%（平成18年度）にとどまっている。

【長期在学コース設置大学院数】



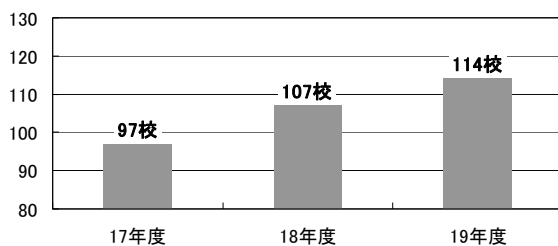
出典：文部科学省調べ

③早期卒業・課程修了（大学学部：平成11年～，修士課程：平成元年～，博士課程：平成11年～）

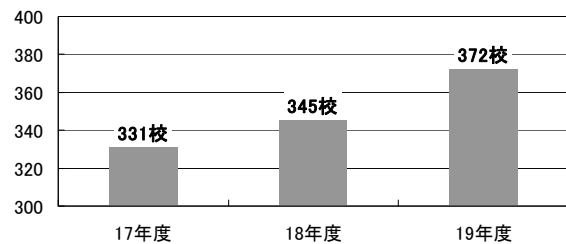
個人の能力に応じた修業年限の弾力的な取扱いとして、特に優れた成績・業績をあげた学生が希望する場合、修業年限より短い期間の在学による卒業・学位取得を認めること。

実施校数は増加しており、大学院の早期課程修了者は増加しているが、大学学部の早期卒業者は300人程度で推移。

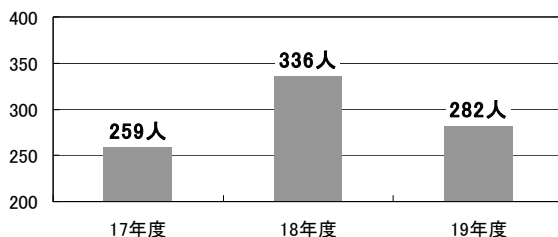
【早期卒業を実施する大学数】



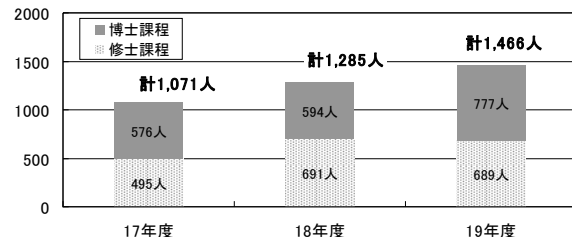
【早期課程修了を実施する大学院数】



【学部段階における早期卒業業者数】



【大学院段階における早期課程修了者数】

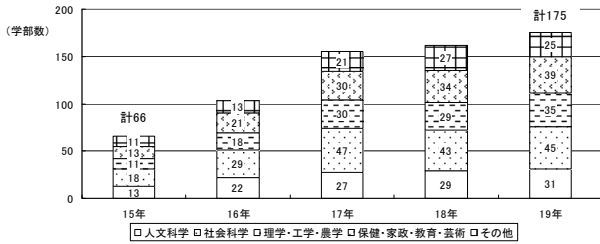


出典：文部科学省調べ

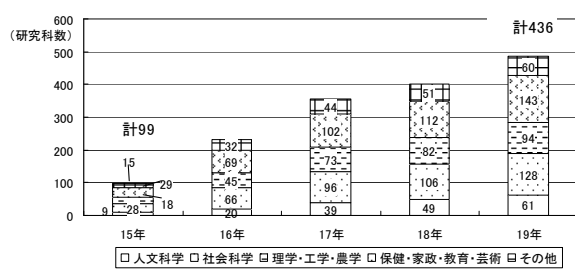
④長期履修学生制度（平成14年～）

学生が、職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、卒業・課程修了することを希望する場合には、その計画的な履修を認めることができる制度。
 大学学部については、実施大学数は増加しているが全体の2.4%（平成19年度）。受け入れ学生数は減少しており、ピーク時（平成15年度）でも99名にとどまっている。
 大学院については学校数・受け入れ学生数ともに増加。

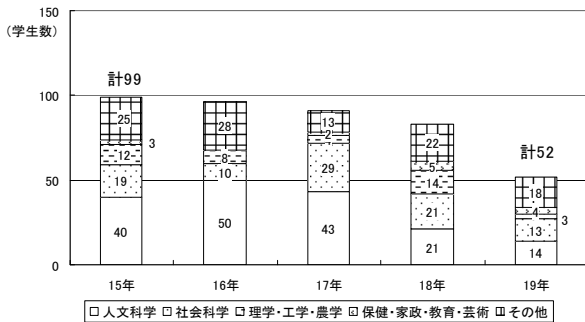
【長期履修学生制度を実施する大学数】



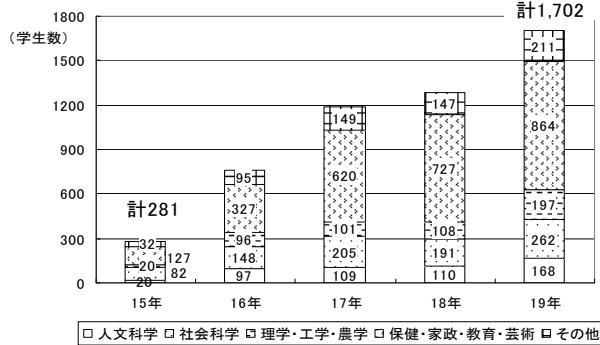
【長期履修学生制度を実施する大学院数】



【長期履修学生制度による受け入れ学生数(大学)】



【長期履修学生制度による受け入れ学生数(大学院)】



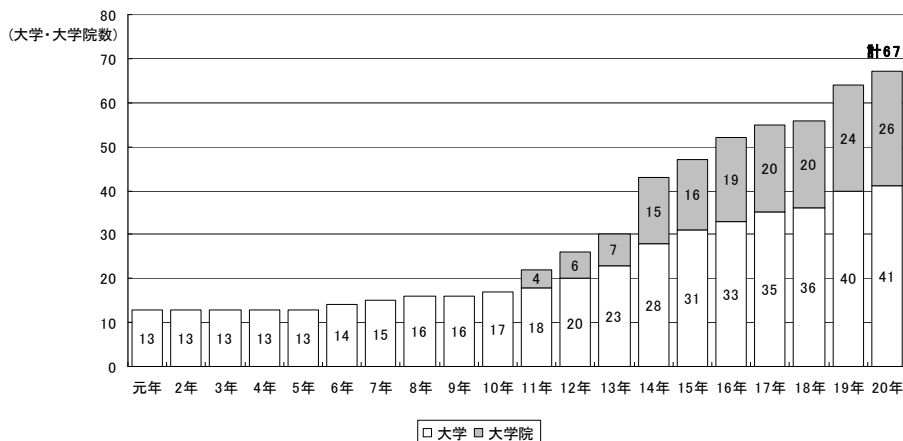
出典:文部科学省調べ

3-(15)通信による教育

①通信制大学・大学院（大学学部・短期大学：学校教育法施行時（昭和22年）～，修士課程：平成10年～，博士課程：平成14年～）

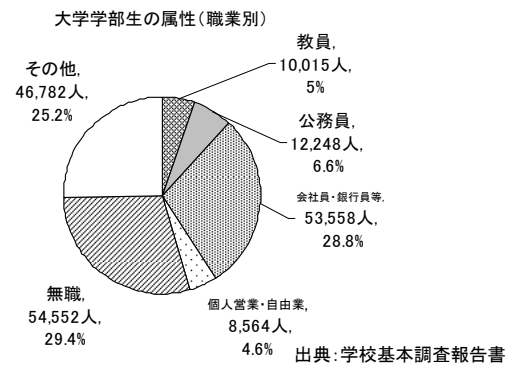
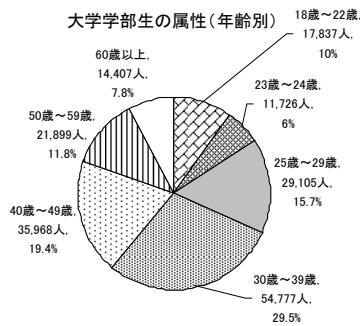
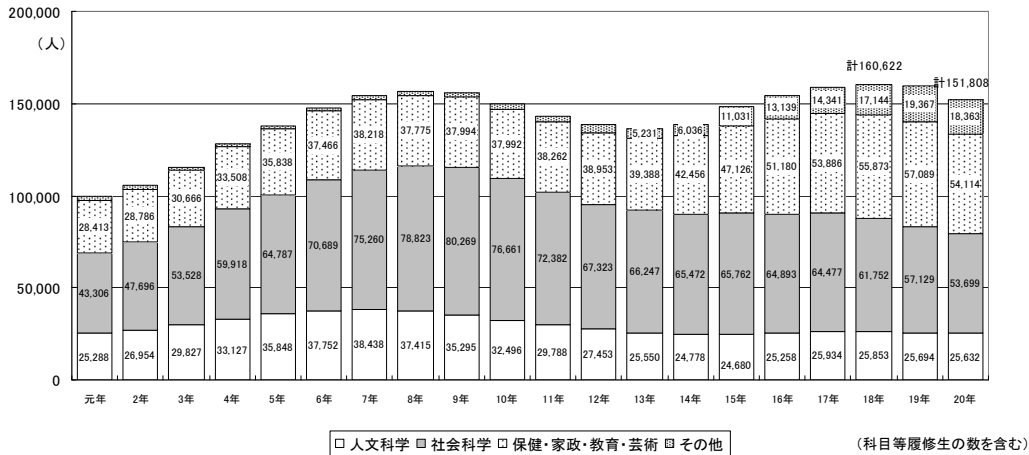
学校教育法制定時から大学における通信教育の規定が設けられていたが、平成13年に学部及び大学院研究科に共通する規定であることを明確するため、学部に関する条文の前に規定を繰り上げるとともに、通信教育を行う大学学部，研究科を置くことができることを規定。
 通信教育に関する設置基準は、昭和56年に大学通信教育設置基準が、昭和57年に短期大学設置基準が制定された。修士課程については平成10年に、博士課程は14年に大学院設置基準に通信教育に関する規定が設けられた。
 通信制大学・大学院数はともに増加している。大学学部については、放送大学を除くと入学者数は減少傾向が続き平成20年度は7,075人であり、学生数は13～14万人程度で推移している。大学院については、放送大学を除くと入学者数・学生数ともに増加している。

【通信制大学・大学院数】(放送大学を除く)

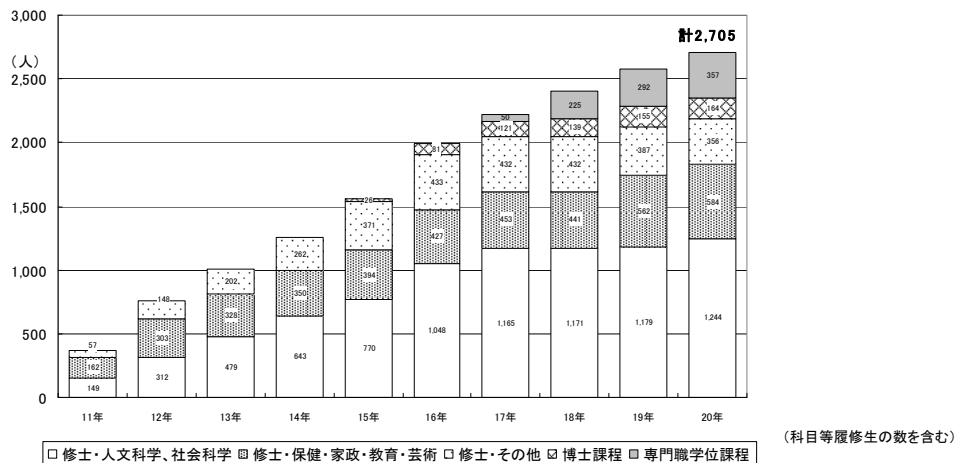


出典:学校基本調査報告書

【通信制大学 在学学生数】(放送大学を除く)



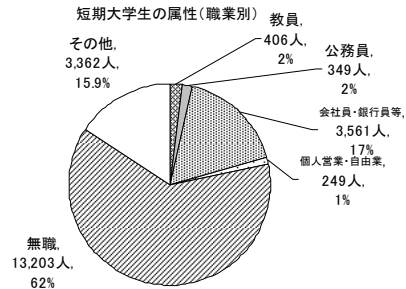
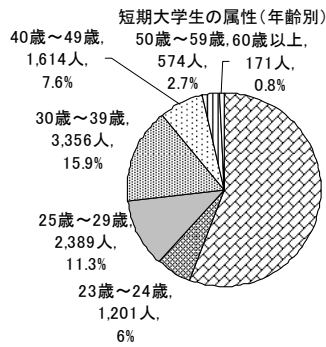
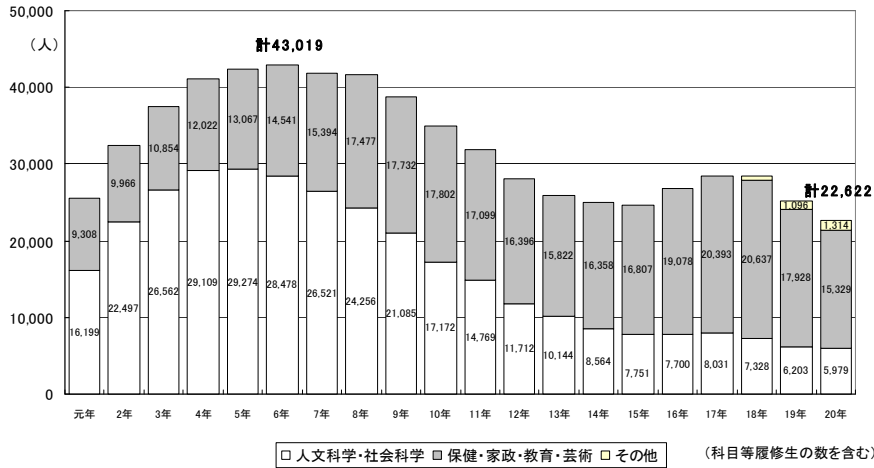
【通信制大学院 在学者数】(放送大学を除く)



【通信制博士課程の分野別在学者数】

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
人文科学	0	0	0	0	4	7	13	20	22	28
社会科学	0	0	0	0	0	11	20	25	23	20
保健	0	0	0	0	0	11	14	16	11	11
教育	0	0	0	0	3	5	8	18	23	24
その他	0	0	0	0	19	47	66	60	76	81
計	0	0	0	0	26	81	121	139	155	164

【通信制短大 在学生数】

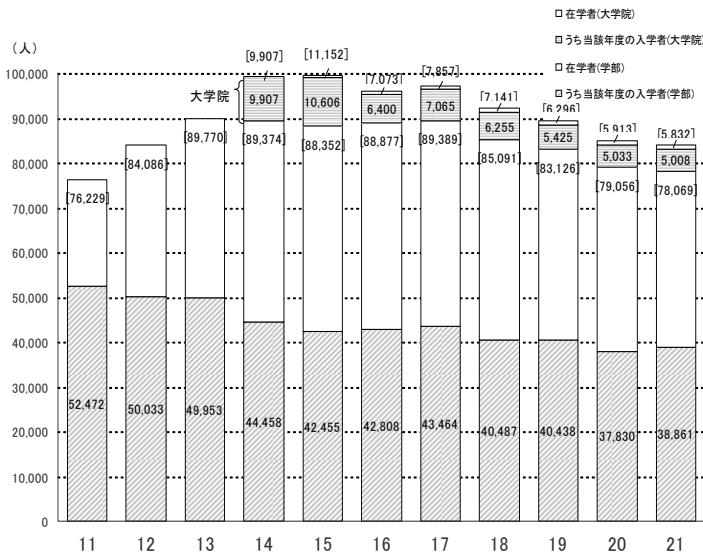


出典: 学校基本調査報告書

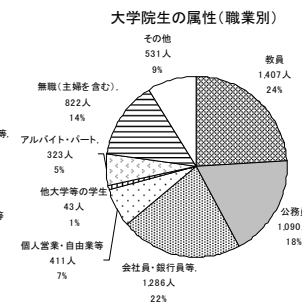
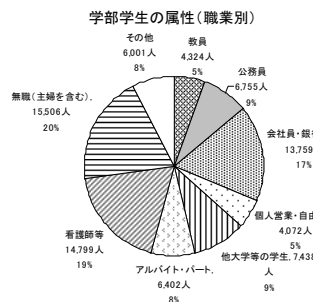
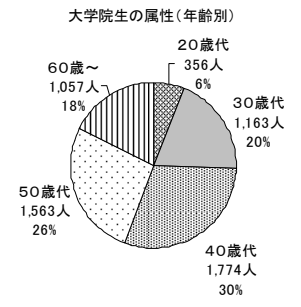
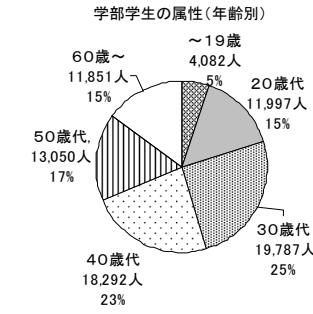
②放送大学 (昭和58年～)

放送等を活用した新しい教育システムによる大学教育の機会を提供を目的として、放送大学学園法が制定され、昭和58年4月に放送大学が設置され、授業を開始した。平成13年4月には放送大学大学院が設置され、翌14年4月に授業を開始した。

【放送大学の入学者・在学者数(大学・大学院)】

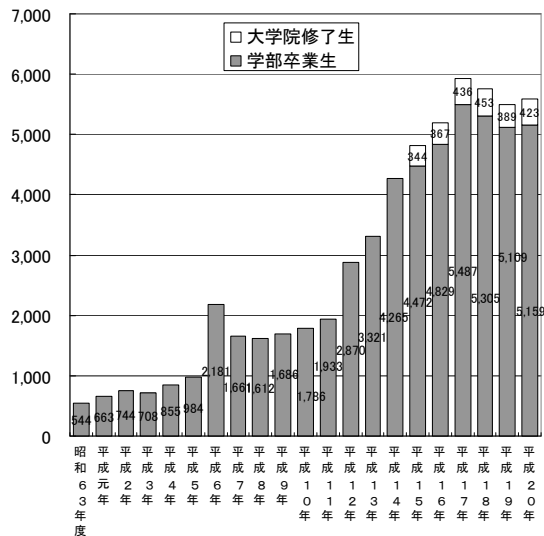


【学生(大学・大学院)の属性】



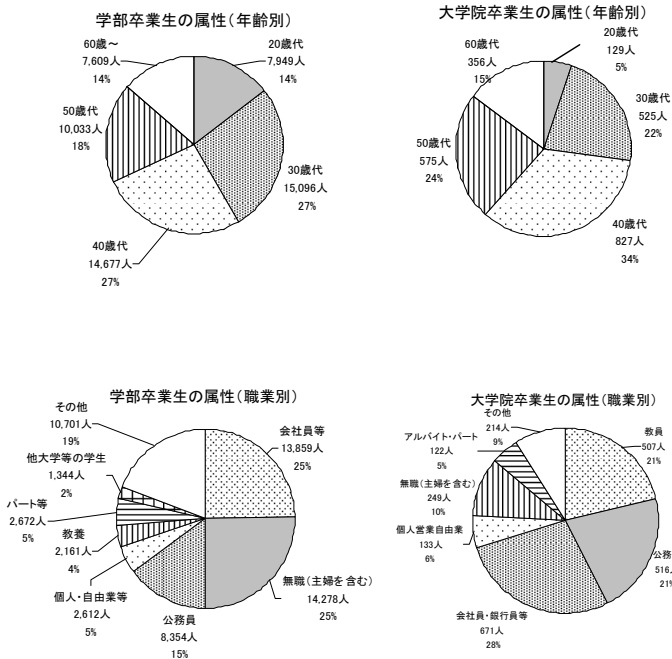
出典: 放送大学学園調べ

【卒業生・修了生数(大学・大学院)】



(注)平成21年3月末時点。
平成21年は9月卒業者の数を含まない。

【卒業生・修了生の属性】



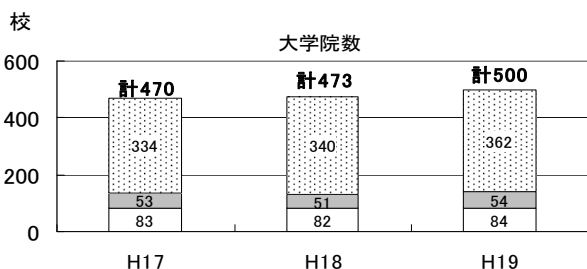
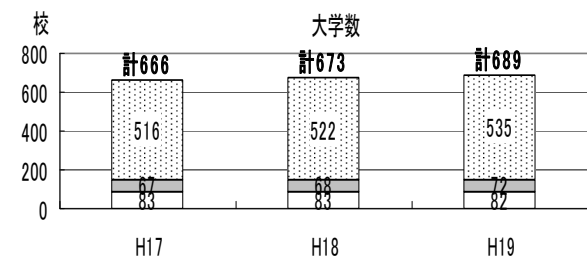
出典:放送大学学園調べ

3-(16)科目等履修生制度

科目等履修生制度(大学学部・短期大学:平成3年～, 修士課程・博士課程:平成5年～)

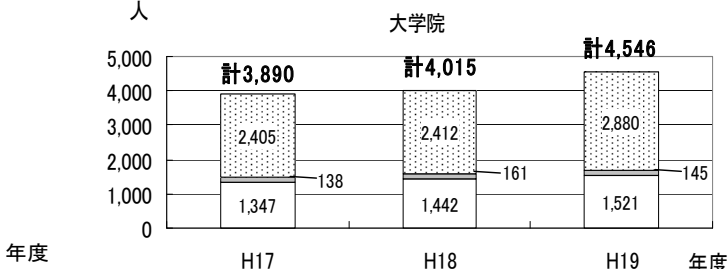
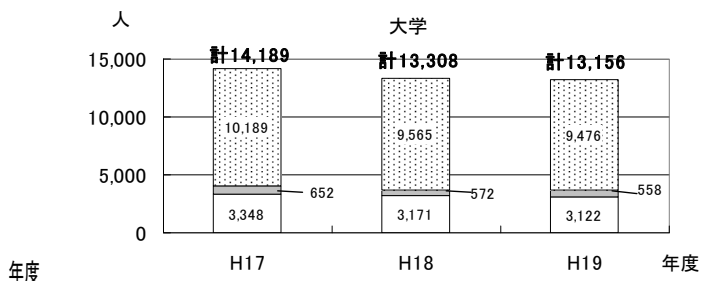
社会人等に対し学修機会を提供しその学修の成果に適切な評価を与えるため, 大学が自らの定めるところにより, 当該学生以外の者で授業科目を履修する者(「科目等履修生」)に対して単位を与える制度。
科目等履修生制度等により当該又は他の大学等で修得した単位については, 大学学部については卒業の要件として習得すべき124単位のうち60単位(短期大学:同62単位のうち30単位(2年制), 同93単位のうち46単位(3年制), 修士課程, 博士課程:同30単位のうち10単位)を上限に, 当該大学等に入学期後の履修により修得したものとみなすことができる。実施大学数は増加しており, 大学院における科目等履修生数は増加しているが, 大学学部では減少。

【科目等履修生制度実施大学・大学院数】



□国立 □公立 □私立

【科目等履修生数(大学・大学院)】



□国立 □公立 □私立

出典:文部科学省調べ

3-(17) 大学修学を目的とした休業制度

① 大学院修学休業制度(公立学校教員, 平成13年～)

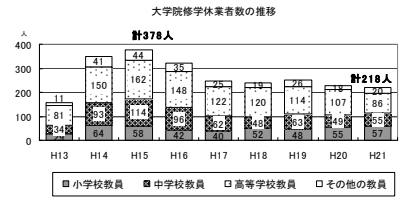
(対象) 現職の教員で、①専修免許状の取得を目的としていること、②専修免許状取得の前提となる一種免許状又は特別免許状を有していること、③それぞれの一種免許状又は特別免許状に係る最低在職年数(3年)を満たしていること

(概要) 現職教員の資質能力の一層の向上を図るため、公立学校の教員が専修免許状の取得を目的に、国内外の大学院等の課程を履修するために休業することができる制度。(教育公務員特例法第26条等)

(休業の期間) 3年を超えない期間

(休業の効果) 教員の身分は保有するが、給与は非支給。また、復職後の給与の調整は、各地方公共団体が規定。

(実績) 平成21年4月1日現在、修学休業者数は218人。(平成13年度からの通算修学休業者数 1,337人)



※ 各年4月1日現在(文部科学省調べ)

② 自己啓発等休業制度(国家公務員, 平成19年～)

(対象) 職員としての在職期間が2年以上の国家公務員

(概要) 大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律)

(休業の期間) 2年ないし3年

(休業の効果) 身分は保有するが、職務に従事せず、給与は非支給。また、復帰後の俸給については、部内の他の職員との健康上必要と認められる範囲で調整が可能。

(実績) 平成19年度の休業取得者は7名(大学等における修学が6名、国際貢献活動が1名)。

③ 職員研修休業制度(B国立大学法人教職員, 平成16年～)

(対象) 教職員

(概要) 職務遂行上の能力を向上させるため、国内外のほかの学校、試験研究機関、病院その他公共的施設において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究、又は指導に従事する目的で、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。

(休業の期間) 2年をこえない期間

(休業の効果) 身分は保有するが、職務に従事せず、給与は非支給。また、復帰後の給与については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲で調整が可能。

(実績) 平成16年4月以降の取得研修は38件(主な取得者は医学系の大学教員及び看護職員)

3-(18) 教育関係共同利用拠点制度について

《制度の趣旨》

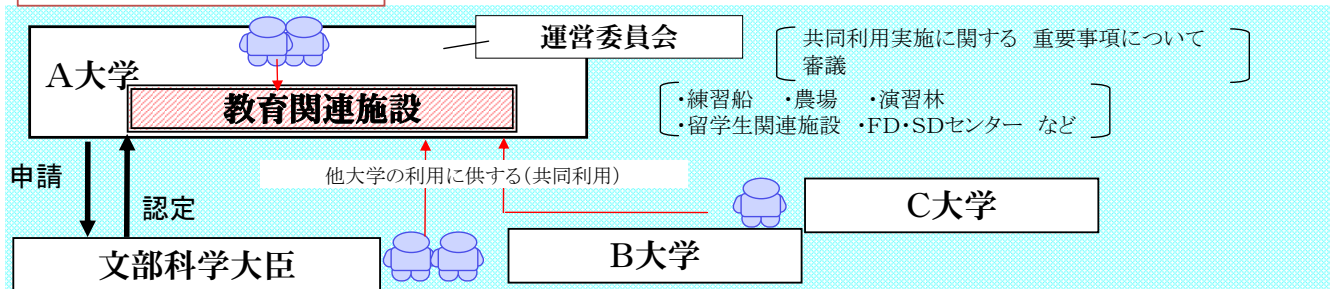
多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。21年9月より施行*)、大学間連携を図る取組を一層推進。

*「学校教育法施行規則(第143条の2)」,「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

《制度の概要》



【認定基準】

- 大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること など